

Safe landings

安全な着地

2015年11月改訂版 (2016年5月 uploads)



イギリス柔道連盟 (British Judo Association)

イギリス柔道連盟の許可を得て翻訳する

原本は下記サイトに掲載されている。

<http://www.britishjudo.org.uk/wp-content/uploads/2016/05/Safelandings-V6-Nov-2015.pdf>

<http://www.britishjudo.org.uk/the-british-judo-association/safeguarding/child-protection/>

「全国柔道事故被害者の会」翻訳

目次 原文 p. 3

はじめに	p. 4	原文 p. 4
組織の略称	p. 5	原文 p. 5
方針と原則	p. 6	原文 p. 6
リスクに晒されている成人の方針	p. 7	原文 p. 7
公平の方針	p. 7	原文 p. 7
私達の責任	p. 8	原文 p. 8
虐待のカテゴリー	p. 10	原文 p. 9
身体的虐待	p. 10	原文 p. 9
性的虐待	p. 11	原文 p. 10
精神的虐待	p. 12	原文 p. 11
ネグレクト	p. 13	原文 p. 12
いじめ	p. 14	原文 p. 13
不適切な行動 (poor practice) と虐待	p. 15	原文 p. 14
正しく選ぶ	p. 20	原文 p. 20
内部通報	p. 24	原文 p. 26
次のステップ	p. 29	原文 p. 30
児童・青少年を引率する遠征の計画	p. 32	原文 p. 33
宿泊を伴う移動	p. 36	原文 p. 37
子どもたちのケアをする時の適切な行動	p. 38	原文 p. 39
前歴開示及び前歴者就業制限機構 (DBS)	p. 43	原文 p. 44
イギリス柔道連盟の手続き	p. 45	原文 p. 46
前歴開示・不服申し立てのフローチャート	p. 48	原文 p. 48
ボランティアと職員の採用	p. 50	原文 p. 51
前科がある人の採用に関する BJA 方針	p. 58	原文 p. 60
付録目次	p. 60	原文 p. 61

はじめに 原文 p.4

イギリス柔道連盟「児童保護の方針・手続き—Safe Landings(安全な着地)」を皆様にご紹介できることを大変嬉しく思います。

柔道を行う子ども達全員に畳の上で楽しい前向きな経験をしてもらうことが、柔道にかかわるすべての人々の責任であると私たちイギリス柔道連盟のメンバーは考えています。

英国政府は、すべての子ども達と成人弱者（肉体的、精神的・情緒的脆弱もしくはその他の肉体的、精神的、情緒的機能障害がある 18 歳以上の人）が、おかれた環境や背景にかかわらず、以下の状態であることを目指しています。

- ・健康である
- ・安全に過ごせる
- ・楽しみながら成果をあげる
- ・前向きな貢献ができる
- ・経済的に豊かである

子ども達・成人弱者達がこの 5 つの成果を達成するためにスポーツがその一助となることは広く知られています。

私は子ども時代から柔道に親しんでおり、私の子ども達も柔道に親しんできました。そのことを想うと私達には児童や成人弱者を保護する法的責任に加えて、彼らを守る道徳的な義務があると強く感じるので。

柔道連盟の会員たちが責任感と誇りを持ってこれまで活動してきたことを、私は誇りに感じます。しかし今後も、方針と手続きの改善は継続して行い、その他になすべきことは多く出てくるでしょう。

児童・成人弱者の保護を支える柱となるのは、ベストプラクティスの指針、方針、明確で透明な手続き、そして有効で適切な研修プログラムであるとイギリス柔道連盟（BJA）は考えています。2006年に私達は「柔道における児童の安全と保護」のワークショップをスタートさせ、以来活発な活動や情報共有を行ってきました。このワークショップは指導員がコーチやスタッフに研修を行う一方で、双方向のコミュニケーション手段としても機能しています。草の根レベルで子ども達を守る皆さんから懸念や意見を伝えていただくことも同様に重要であり、迅速かつ有効に皆さんのニーズに対応することが可能になります。

British Judo(英国の各柔道連盟)は、以前より子ども達や成人弱者達の福祉を守りながらも優秀なエリート選手を育てメダルを獲得できると考えてきました。

BJA(イギリス柔道連盟)は 2007 年に NSPCC (全国児童虐待防止協会) スポーツ児童保護基準の上級認定を獲得し、現在は「スポーツにおける児童安全の確立と維持体制」に基づき活動しています。私達は子どもや成人弱者を守るための基準を維持し、方法を継続的に改善し、彼らの柔道体験を向上するために、子どもや成人弱者達の声に耳を傾け積極的に参加してもらう必要があります。スタッフやボランティアの方々とこれからも力を合わせ、スポーツにおける最も大切な責任を果たしていく所存です。

イギリス柔道連盟会長 ロニー・セーズ

BJA British Judo Association イギリス柔道連盟

British Judo British Judo Association & Home Country Bodies

イギリス柔道連盟と英国各地域の柔道協会・連盟の総称

(本文書では英国の各柔道連盟、英国柔道連盟と訳している)

JS Judo Scotland スコットランド柔道連盟

NIJF Northern Ireland Judo Federation 北アイルランド柔道連盟

WJA Welsh Judo Association ウェールズ柔道協会

CMT BJA/JS/NIJF/WJA Case Management Team ケース・マネジメント・チーム

CPSU Child Protection in Sports Unit スポーツ児童保護部門

DBS Disclosure and Barring Service 前歴開示および前歴者就業制限機構

CWO Club Welfare Officer クラブ福祉オフィサー

DfES Department for Education and Science 教育科学省

LSCB Local Children Safeguarding Boards 地方児童保護委員会

NSPCC National Society for the Prevention of Cruelty to Children

全国児童虐待防止協会

LTPD Long Term Player Development 長期的選手育成

NGB National Governing Body 競技総括団体 国内総括団体

(訳者注：英国の柔道国内統括団体は BJA イギリス柔道連盟)

《方針と原則》 原文 p. 6

方針

BJA のメンバー、スタッフ、ボランティアは、子ども達が恐怖・脅し・虐待を体験することなく自分達の力を存分に発揮して安全にスポーツを楽しめるように、子ども達の福祉と保護に取り組んでいる。

すべての人に子どもを虐待から守るために果たせる役割がある。児童虐待、とくに児童の性的虐待の疑いに対処することは、大変に動揺する事態であると思うが、冷静にこの手引きを用いて、自分が何をすべきかを決めて欲しい。これらの手続きに従って行動すれば、私たちは攻撃にさらされる子どもや青少年を守ることができる。また、選手やコーチの立場を危うくする不適切な行動 (poor practice) を特定することができる。

子どもを虐待から守るのはすべての大人の責任であることは広く認められている。児童虐待と児童への性的虐待は、対処する者に強い衝撃を与える。これらの感情を理解し、そうした感情にとらわれずにどのようなアクションをとったらよいか判断することが大事である。

虐待は家庭や学校、スポーツ環境など、多くの状況の中で起こることがある。子どもに危害を加える目的であえて子どもを対象とする仕事やボランティアを積極的に求める人もいる。柔道で仕事をしている人や柔道関連組織で働いている人は誰でも、子どもの幸福を守り虐待を防止する役割を果たすことができる。

イギリス柔道連盟は、すべての児童と青少年は年齢や文化、障害、性別、言語、人種、宗教、性指向・性同一性にかかわらず、虐待から守られる権利を持つと考えている。

原則

児童と青少年は、私たちに危害から守ってくれることを期待する権利を持っている。下記の原則を注意深く擁護することにより、私たちは子どもたちの福祉と発達を保証する手助けをすることができる。

- ・子どもの福祉が最優先の考慮事項であり、常に優先されなければならない。
- ・あらゆる児童・青少年は、年齢や文化、障害、性別、言語、人種、宗教的信念、性嗜好、性自認にかかわらず、虐待から守られる権利を持っている。
- ・私たちは虐待のあらゆる疑いや申し立てを厳粛に受けとめ、迅速に適切に対応する。
- ・この文書では、18歳未満を児童とし、ガイドラインの対象とする。
- ・私たちは、子どもやその親/養育者と協力して働くことは、子どもを守るために不可欠であると認識している。
- ・英国の各柔道連盟は、児童・青少年の保護と彼らの福祉の増進に関して法定機関の役割と責任を認め、スコットランドの地方児童保護局 (LCSB)、地方児童保護委員会 (LACPC) と協力して働くことを約束し、その手続きに従う。

- ・地域やクラブ、その他の組織には適切な文書を提供し、それらの組織がBJAの方針を実行できるように支援する。

リスクに晒されている成人の方針 原文 p. 7

上記の原則は柔道に参加する成人弱者にも同様に適用され、BJAは柔道で成人弱者達を害と差別から守るためにあらゆる適正な措置を取る。

BJAは成人弱者を自分の身の回りのことができない、または害や搾取から自分を守れない18歳以上の者とする。また成人弱者はひとりひとりがユニークな人間であり、様々なレベルのニーズや能力があるとする。彼らの活動に、ケアをする者が加わるべきかどうかは成人弱者個人のニーズ、環境そして最も重要なこととして彼らが希望するかどうかによる。疑いがあるときはBJAの安全保護リードオフィサーに相談する。

公平の方針

「みんなのスポーツ」は新しい概念ではなく、英国でスポーツを提供する組織は何年も前からこの考え方を理解し支援している。しかし、Sports Englandの「みんなのスポーツキャンペーン」や、スポーツはみんなが楽しむものだという一般的な合意があるにもかかわらず、不平等がまだ存在する。

スポーツ提供に関わるものにとって、スポーツの公平さは益々大切になってきている。全国的な運営組織の場合はとくに重要であり、不公平な点に対応されない限り資金提供を受けられないことがある。

イギリス柔道連盟(BJA)はサービスを公平に差別なく提供する義務がある。BJAは機会の公平原則に完全にコミットしており、この目標を達成するためにエネルギーと資源を投入する。

BJAではあらゆる参加者、ボランティア、職員または求職者が、年齢、性別、障害、民族、人種、肌の色、配偶者または子どもの有無、妊娠しているか、社会的背景または階級、国籍、宗教または性的指向または政治信念によって不利な扱いを受けることはない。

《私たちの責任》 原文 p. 8

英国の各柔道連盟 (British Judo) は、現行の法律(1989年と2004年の児童法と2005年児童保護法〈スコットランド〉を含む)の下で道徳的および法的責任を認識し、子どもたちを守る良い実践を促進するために最善の努力をする。

私たちには以下の責任があると認識する：

- ・対象とする子どもと青少年の興味と幸福を守り増進すること。
- ・彼らを危害や差別、不注意な扱いから守るためにあらゆる分別ある実用的な手段を取り、彼らの権利と願いと気持ちを尊重する。
- ・2000年の人権法と1988年のデータ保護法に沿って秘密厳守を維持する。
- ・2006年の「共に協力して子どもを守ろう」(英国政府)に従って、BJAとそのクラブは次のような法的義務と役割、責任を持つ。
 - 効果的な人員募集と選考手続き—安全チェックを含む
 - 子どもと青少年に耳を傾ける文化

私たちの児童保護手続きは次のことを目指している：

- ・私たちが対象とする子どもと青少年、そしてスタッフ、ボランティア、提携組織の人々に保護を提供する。
- ・プロ意識と高水準の活動を支援する。

運営する人の能力やスキルが備わってこそ、あらゆる手続きが有効に働く。

したがって、次のことを約束する。

- ・より安全な人員募集を行う。
- ・スタッフとコーチ、役員全員にサポートと適切な訓練、十分な監督(スーパーバイズ)を提供し、親/保護者や他の組織と協力して子どもたちのニーズと福祉を最大限に維持する。
- ・BJA コーチ資格の一部として、コーチ全員が児童保護の訓練を終了するようにする。

英国の各柔道連盟 (British Judo) は：

- ・児童保護リードオフィサーを任命する。
- ・虐待の可能性のある不適切な行為と虐待の申し立てに対してはすべて調査し、然るべき場合は他の機関に委託する。
- ・不正行為や不適切な行為に対しては、定められた期間内に決定を下す。
- ・必要な場合懲罰委員会を召集する。
- ・決定を然るべき人々と団体に定められた期間内に通知する。
- ・資格一時停止や懲戒、資格剥奪を受けた人々全員のリストを保管し、必要に応じて、資格を失った人を関連政府機関に通告する。PoCA/PoC(S)A と2008年に設立された独立保護機関(スコットランドでは審査制度の導入が提案された)が検討するためである。

- ・クラブの福祉オフィサーとクラブに対して、柔道スタッフ/指導助手や認められた児童保護研修指導者によるサポートと訓練、ガイダンスを提供する。
- ・方針の実行を監視し評価する。

【身体的虐待】

以下のカテゴリーは Working Together to Safeguard Children 2013 (児童保護のために力を合わせる 2013) から採用している。

虐待の一部で、殴る、揺さぶる、投げる、毒を与える、やけどさせる、おぼれさせる、窒息などにより子どもに身体的な害を与える。また身体的な害は、親や保護者が子どもの病気の症状を偽造したり意図的に引き起こしたりすることでも起きる。

柔道においては、身体的虐待はさらに次のようなことでも起こる可能性がある。

- ・相互の同意や技術的な正当性を欠く、過度の激しい乱取り。
- ・受け(投げられる人)を傷つけたり脅したりすることを意図する、あまりに激しく、または繰り返し行われる技能の実演。
- ・成長期にある選手の身体能力の未熟さを軽視した過度の訓練や不適切な訓練。過度の競争にも当てはまる。
- ・体重別階級に合わせるために体重を下げることを強制(または示唆)すること。減量のためにサウナ・スーツやポリ袋を用いて脱水させることを含む。
これは複雑な問題で、本文書の範囲を超えるが、経験則として、子どもは健康的でバランスのとれた食事をするべきで、成長過程の未熟な身体能力に合った訓練を受けるべきである。
- ・罰としての不適切なレベルの身体鍛練 — 英国の各柔道連盟は、子どもに罰として練習をさせることは、場合によっては身体的虐待になるのみならず、誤ったメッセージを送ってしまうと考える。児童や青少年には、楽しむためと健康を維持するために訓練と練習をしてもらいたい。

身体的虐待のサインと指標

身体的サイン

- ・子どもが自分で説明できない、または自信がない説明しかできない怪我がある。
- ・子どもの怪我が手当てされていない、または不十分な手当てである。
- ・事故による損傷が起こる可能性が低い体の部位に損傷がある、例えば頬、胸、腿など。
- ・子どもに手や指の跡がわかる痣がある。
- ・たばこの火傷や人が噛んだ痕がある。
- ・子どもに骨折がある(とくに2歳以下の子ども)。
- ・熱傷がある、とくに腕、足または体に液体がはねた跡や高さの跡がある。

行動のサイン

- ・親への連絡を子どもが嫌がる。
- ・攻撃的な行動や感情の爆発がある。
- ・子どもが逃げたり帰宅を嫌がったりする。

- ・子どもに近づいたり触ったりすると子どもが緊張する
- ・体育授業または校内のスポーツのために着替えることをためらう。
- ・暑い日でも子どもが長そでシャツなどで腕や足を覆っている。
- ・子どもが、一般的な子ども達の性格とは違う落ち込みや気分を示す。
- ・子どもが親や保護者に対して不自然に従順である。

【性的虐待】

原文 p. 10

子どもや若者が性的行動に加わるように強制または誘う。必ずしも強い暴力は使わず、子どもは何が起きているのかわからない場合もある。性的行動には身体的な接触も含まれる。レイプやオーラルセックスなどの挿入やマスターベーション、キス、衣服の外から触るなど非挿入の行為がある。また接触しない行為、例えば性的画像を子どもと見る、子どもの性的画像を撮影する、性行為を子どもに見せる、子どもが性的に不適切な行動をとるよう奨励する、性的虐待を目的として子どもに取り入る（ネット上も含む）などが含まれる。性的虐待は必ずしも成人男性により行われるだけではなく、女性やまた他の子どもが性的虐待を行うことがある。

柔道の状況では、性的虐待は次のような場合に起こりうる。

- ・成人が訓練セッションを使い、寝技などの際に不適切でわいせつな方法で青少年にさわる。
- ・コーチやマネージャー、ボランティアが自分の権力と権威ある立場を使って、若い選手に性的関係を強制する。
- ・コーチやマネージャーが、性的行為の見返りに選手の昇級をほのめかす。
- ・子どもや青少年が、試合前計量で裸になったり下着になったりすることを求められる。

注：ジュニアの大会では、少年の場合は柔道ズボンで（0.5kgの重さが認められる）、少女の場合は柔道ズボンとTシャツ（0.6kgの重さが認められる）で試合前計量しなければならない。
試合前計量は囲いのない環境で行われなければならない。

英国の柔道連盟は、シニアの大会にも18歳未満の選手が出る場合があることを認識している。
こうした大会では、18歳未満の選手はジュニア・ルール(上記)で試合前計量を行う。

性的虐待のサインと指標

原文 p. 10

身体的サイン

- ・子どもの性器または肛門に痛み、痒み、あざ、出血などがある。
- ・子どもに性病がある。
- ・明らかな原因なしに子供の性器から繰り返し分泌物がある、または尿路感染がある。
- ・歩行中または座っているときに胃痛また胃の不快感がある。

行動のサイン 原文 p. 11

- ・行動が急に变化する、または説明できない変化をする。
- ・性的な絵を描いたり、性的な言葉を使ったりする。
- ・子どもが誰かを明らかに恐れている。
- ・子どもが説明できない額のお金を持っている、または高価なプレゼントをもらっている。
- ・家出をする。
- ・子どもが家で親の役割を担い、自分の年齢を超えるレベルのことをしている。
- ・悪夢を見たり、寝小便をしたりする。
- ・友人を作ることを禁止されている。(とくに思春期の子どもの場合)
- ・自傷行為、自殺未遂を行う。
- ・秘密があることをほのめかすが、秘密を明らかにほしくない。
- ・体育や校内のスポーツのために着替えることをためらう。
- ・性的な行動や知識を誇示する。(とくに低年齢の子ども)
- ・拒食症、過食症など接食問題がある。
- ・薬物などの乱用が見られる。

【精神的虐待】 原文 p. 11

子どもの情緒的発達に重大で持続的な悪影響を与える心理的に残酷な行為。

例えば子どもに対し、役立たず、愛されていない、能力に欠けると言う。求められることを満たさない限り価値がないなどと言う。

また子どもに意見を言う機会を与えず、意図的に黙らせたり、子どもの発言や話し方をからかったりすること。その子の年齢や発達に相応しくない期待をすること。その中にはその子の発達能力を超える交流の期待、過剰保護、活動展開や学習の制約、普通の社会的交流への参加禁止などが含まれる。

さらに他者の虐待を見せたり聞かせたりする、深刻ないじめ(ネットいじめも含む)により怖がらせ、危機感を与える、子どもを搾取し不正行為を行わせるなどが含まれる。ある程度の心理的虐待がすべての児童虐待に含まれるが、それが単独で行われることもある。

柔道の状況では、情緒的虐待は、コーチやボランティアや親が次のようなことをするとき起こりうる。

- ・公的な場や私的な場で繰り返しネガティブなフィードバックを与える。
- ・若い選手の進歩への努力を繰り返し無視する。
- ・若い選手に能力を超えたレベルの成績を繰り返し要求する。
- ・勝利の価値を強調しすぎる。
- ・若い選手に、自分は価値がないと思わせたり、コーチや親、その他の人々の期待を達成した場合にのみ価値があると感じさせる。

精神的虐待のサインと指標 原文 p. 12

身体的サイン

- ・子どもが正常に育たず元気がない(子どもが家から離れる旅行や試合では元気な場合)。
- ・子どもが急に言語障害になる。身体的または情緒的な生育が遅れる。

行動的サイン

- ・子どもに衝動的な神経行動がある、例えば髪を指でひねる、貧乏ゆすりなど。
- ・他者に対して、とくに大人に対して過剰に控えめである。
- ・過剰に自信が欠如している。
- ・子どもが遊びたがらない、または遊べない。
- ・間違いを犯すことを過剰に恐れる。
- ・子どもが過度に認めてほしいがる、または注目や愛情を求める。
- ・事象行為や自殺未遂を行う。
- ・褒められることを受け止められない。
- ・親に連絡を取ってほしがらない。

【ネグレクト】 原文 p. 12

子どもの基本的な身体・心理的ニーズを持続的に満たさないと、子どもの健康や発育を深刻に阻害する可能性がある。母親の薬物乱用により妊娠中にネグレクトが行われることがある。子どもが生まれた後は、親または保護者が以下のことを行わずネグレクトとなることがある。

- ・十分な食事、衣服、住まいを与える。(家から追い出す、放棄することも含む)
- ・身体的、情緒的な害や危険から子どもを守る。
- ・十分に監視する。(不十分な保護者に預けることも含める)
- ・適切な医療や治療を求める。

子どもの基本的な情緒のニーズを意図的に無視、または反応しないことも含まれる。

柔道に於いては、次のような場合にネグレクトが起こりうる。

- ・若い選手が適切な監督なしに一人にされ放っておかれる。
- ・若い選手が不必要な暑さや寒さにさらされる。これには減量のためにサウナ・スーツやゴミ袋を用いて脱水させることが含まれる。
- ・若い選手が水分補給に必要な飲料を提供されない。
- ・若い選手が容認できない怪我の危険にさらされる。
- ・子どもが非衛生的な状況におかれる。
- ・子どもに十分な医療ケアが与えられていない。
- ・いじめや嘲りを受けても介入してもらえない。

ネグレクトのサインと指標 原文 p. 13

身体的サイン

- ・子どもが常に空腹である。
- ・子どもが汚れていたり臭いがして、だらし無い状態である。
- ・子どもの体重が減少している、または常に低体重である。
- ・子どもの服装が天候に比べ不適切である。
- ・子どもの病気や怪我が適切に治療されていない。

行動的サイン

- ・子どもがいつも疲れている。
- ・子どもが頻繁に学校を欠席または遅刻をする。
- ・子どもが病院や診療所の診察予約に来ない。
- ・子どもが頻繁に一人にされたり見守られていない。
- ・子どもに友達が少ない。
- ・子どもが頻繁に盗みやゴミ箱あさりをする。とくに食べ物を求める。

【いじめ】 原文 p. 13

いじめが威力をもつ前に、柔道からいじめを追い出そう。

虐待の事例によっては、年少者を虐待する人が必ずしも大人とは限らない。いじめの場合のように、虐待者が青少年である場合もある。

いじめは、故意に人を傷つける行動と定義できる。他者に対する身体的および言語的いじめがあり、通例一定の期間繰り返し行われ、いじめられる者にとっては自分を守ることが難しい。

誰でもいじめのターゲットになりうるが、通例犠牲者はシャイで敏感で、おそらく心配性で不安である。身体的理由、肥満や小柄、障害、人種や文化、宗教的信念の違いのために仲間はずれにされる場合もある。

いじめの加害者は男性である場合も女性である場合もある。いじめは学校で起こることが多いが、監督が不足し適切でない場合はどこでも、通学や帰宅の途中、スポーツの大会、運動場や着替え室などでも起こりうる。

いじめの加害者は多様な背景をもっており、さまざまな理由でいじめを行い、自分自身が虐待されていた場合もある。典型的な加害者は自尊心が低く、攻撃的で嫉妬深く、興奮しやすい。重大なのは、彼らが相手を支配する力を手に入れる術を知っていることである。

BJA はいじめを認知しているが、私たちは、いじめは身体的または心理的虐待の一形態でもあると感じており、特定のいじめを**虐待**と呼ぶことを恐れない。

いじめには多くのタイプがある。 原文 p. 14

- ・身体的いじめ：押す、蹴る、たたく、殴る、などの暴力をふるう。盗難。
- ・言語的いじめ：悪口、絶え間ないからかい、いやみ、人種または同性愛嫌悪による侮辱、脅しまたは身振りによるいじめ。
- ・心理的いじめ：苦しめる、携帯電話でメッセージを送る、馬鹿にする、屈辱を与える、無視する。
- ・性的いじめ：望まない身体的接触や性的に傷つける言葉、着替え室でカメラ付き携帯電話を使って選手の画像を記録する。
- ・人種差別：人種についての侮辱、落書き、身振り。
- ・同性愛嫌悪：本人の性的指向、性的指向の話題（身近な人の）を取り上げる。

柔道の状況では、いじめは次のような場合に起こりうる。

- ・保護者/コーチが過度に選手を頑張らせる。
- ・コーチが、どんな犠牲を払っても勝つという哲学を持っている。
- ・他者をおびえさせる選手がいる。
- ・人に不当な圧力をかける役員がいる。

コーチは選手に対して権力を持つ立場にあるが、この立場を乱用して教えている子どもや弱い立場の青少年をいじめてはならない。

柔道では、コーチが次のような行動を取る場合にいじめが起こりうる。

- ・過度に熱心。
- ・身体的また言葉による攻撃的な行動をとる。
- ・自分が担当する選手をなじったり、いじめたり無視したりする。

【不適切な行動 (poor practice) と虐待】 原文 p. 14

児童虐待は感情が絡む極めて難しい問題である。虐待を行う人の気持ちを理解することは重要だが、それによって自分取るべき行動の判断を妨げないようにすべきである。さらに児童虐待と児童の保護がオープンに議論されなければならない。そうすれば人々が問題に気付くようになり、子どものニーズに敏感になろうとする。オープンな議論は、虐待者を止める環境も作り出す。

虐待を明確にして報告する環境ができると、それは子どもと青少年のためにより安全な文化を生み出す一助となる。

稽古中に、ある大人または同僚の行動が不適切で、青少年について懸念が生じて申立てが行われるということもあろう。

不適切な行動 (poor practice) は、既存の行動規範と矛盾し、個人の権利を侵害し、最高水準のケアが実現できない。柔道では不適切な行動を容認せず、厳粛に処理されなければならない。時には子どもや青少年は不適切な行為あるいは虐待だと気づかない場合があり、不満を言わずに我慢してしまうかもしれない。例として、障害をもつ子どもが活動から除外されることを受け入れている、またいじめられている子どもが嘲笑に慣れている場合である。文化に関する要求が無視されたり、自分たちの人種が不当に扱われたりすることに子どもが慣れている場合もある。しかしだからと言って、それをそのまま容認してよいことにはならない。

多くの児童と青少年は不満を言うスキルや自信を欠いている。したがってクラブの中の大人が子どもや青少年の代わりに主張することが重要である。言葉に出すのが大変な子どもたちの代わりに主張することは、彼らにとってより安全な文化を生み出すひとつの力となる。

潜在的な弱者に気付く 原文 p.15

この児童保護の方針は包括的であり、すべての児童及び青少年が、ニーズや背景にかかわらず同じ対応が取られなければならない。しかし、児童、青少年の中には不利な立場、弱い立場にある者がいることをイギリス柔道連盟は認識しており、以下の事項を強調したい。

障害を持つ児童、青少年

障害を持つ児童や青少年は次の可能性があるため、他の児童に比べより弱い立場にある。

- ・彼らを支え、守る友達がほとんどいない。
- ・コミュニケーションの違いが著しい。— 言語コミュニケーションが殆ど出来ない場合や、手話、他の方法の非言語コミュニケーションなど。
- ・他人の偏見や誤解を受けやすい。
例えば潜在的虐待者にとって障害者が「魅力的」な対象であることなど。
- ・個人に対応した細やかなケアを必要とする。
- ・言葉や行動で抵抗する能力が低い。
- ・信じてもらえない。
- ・スポーツに参加する際に虐待者に依存している。
- ・周囲に受容される行動がどのようなものであるかを発見するために必要な仲間との係わりがない。
- ・医療を必要としており、それを虐待の説明(言い訳)に使われる。

少数民族の児童と青少年

少数民族グループ出身の児童・青少年は以下の可能性により他の児童より脆弱である。

- ・人種差別や人種差別的態度を経験している。
- ・責任ある地位の人たちから無視されるという人種差別を経験している。
- ・立ち向かえばさらに虐待されると恐れている。
- ・社会通念に影響されている。例えば、特定の文化では誰でも皆子どもの扱いがうまいとか、子どもたちを叩くなど。
- ・溶け込むことを望み、大騒ぎしたくないと思っている。
- ・英語を第二言語として使うまたは学んでいる。

弱い立場にありながら助けを求めることが出来ないグループや個人の具体的なニーズを特定し、資料が必要な場合には該当する柔道機関の児童保護リードオフィサーに連絡する。

平等研修 原文 p.16

スポーツにおける平等ワークショップ (Equity in your Coaching and A Club for All) に加えて、地方児童保護委員会は平等研修を提供している。地方児童保護委員会を見つけるにはあなたの地方自治体の名前を入力し「地方児童保護委員会」でウェブ検索すればよい。

インターネットでのアクセスが出来ない場合は郵便または電話で自分が住む地方自治体に地方児童保護委員会の連絡先を問い合わせる。

リーダーの役割を担う児童と青少年

柔道でリーダーの役割を担うことは楽しく、積極的な学びの経験をするを意図している。しかしコーチ、クラブ役員、選手、両親/観客は18歳未満でリーダーとなる者がまだ法的には子供だという事実を忘れがちである。

若いコーチ、医療関係者、審判たちは、自分たちが身体的、心理的、言葉による虐待行為を受ける可能性がある一方で、虐待的行動を取ってしまう可能性もある。この行為は大人の柔道でもジュニア柔道でも許容できることではない。若い役員は適切な資格を持つ大人に常に監督してもらい、他の青少年に対して一人で責任を負ってはならない。若い役員たちもイギリス柔道連盟の児童保護方針と手続きの対象であるからだ。

リーダーシップを担う児童、青少年にとって言葉による虐待や身体的、心理的虐待を受けることは極めて有害であると認識しなければならない。

クラブ役員、選手、観客が、リーダーとなっている若者達に対して適切にふるまうことをクラブが常に確認する必要がある。

大人と同様、子供たちや若者も学んでいる時には間違いを犯すことがある。過度な批判や非協力的対応は言葉による虐待や情緒的虐待となりうる。若い役員の中には、コーチ、観客、選手からの身体的虐待を経験している者もいる。

潜在的な脆弱性を減らす

すべてのクラブ、BJA 地域、イベントマネージャーは次のことを含めて安全な文化を創るために細心の注意を払うことが重要である。

- すべての児童、青少年を理解し、コミュニケーションを取る方法を見つける。
- 身体と健康のケアについて常にベストプラクティス（最上の実践）を行う。
- 彼らの多様な文化をよく知る。
- 文化の相違を尊重する。
- 両親、保護者との関係を築き、クラブの活動に選手の家族を参加させる。
- 子どもの機嫌、外見の様子、行動における変化を注意深く見守り、疑いや懸念が生じた場合はその心配について家族、保護者あるいは担当者と話し合う。
- 障害を持つ児童、青少年はよりいっそう脆弱であり、注意深く見守る必要がある。
- 若者たちがリーダーの務めをはたしている時に、彼らに向けられる虐待的な行動を許してはならない。担当者に、不適切な行動（poor practice）または虐待として報告する必要がある。
- 観客、選手にクラブの行動規範を履行する。
- クラブ役員は、リーダー役の児童、青少年に対しどうふるまえばよいかという見本を示す特別な役割がある。そのことを認識する。

一部の児童、青少年は、柔道に参加してもらうために他の専門機関に支援と助言を求めることが必要な場合もある。児童・青少年の参加を支援し、傷つきやすい子供たちが安全に保護されるようにするために、家族や教育・保健機関、児童ソーシャルケア、福祉事務所、ボランティア機関、コミュニティグループに助言を求めることはクラブの強さとみなされるべきである。

若い役員にメンタリングを行うことは有効な支援である。虐待行為に直面している時や虐待の継続を防ぐためには特に役に立つ。

サインと指標 原文 p.17

児童虐待の専門家ですえ、虐待が起こるかもしれない状況や、すでに起きている状況を容易に認識できない。

英国の各柔道連盟のスタッフ、コーチ、役員、ボランティアも、このような状態の専門家ではない。

児童や青少年は虐待を受けていることを人に話したがらないため、それぞれ大人が児童、青少年の福利や安全が脅かされているサインに気付くことが大変重要だ。しかし、はっきりしたサインはめったになく、たいていは色々な情報の断片をつなぎ合わせて、何かがおかしいと直感的に気付かねばならない。

他の情報と合わせれば虐待が判明する可能性がある。これはよく、ジグソーパズルのピースを組み立てていくことに例えられる。

幾つかのピースを組み合わせていくことで本当の姿を理解できるのだ。

覚えておいてほしい。子どもや若者が虐待されているかどうか判断するのはあなたの仕事ではない。しかしあなたには懸念を他の人と共有する責任がある。

あなたは、子どもや若者の人生でパズルのピースに気付く立場にいるただ一人の大人かもしれない。

次の表は虐待時に現われる可能性のある身体的、行動上のサインを示している。明白で具体的なものもあれば、一般的なものもある。しかし、これらの兆候のどれもが、家族の死、ペットの死、家族の不在、学校での問題というような他のもっともらしい説明で片付けられてしまうかもしれないので、十分注意する必要がある。長期間にわたって説明のつかない変化が重なれば懸念を表明してほしい。心配な場合は、クラブの福祉オフィサーか児童保護リードオフィサーに相談してほしい。

子どもや若者が持つ障害や文化の相違を理由にしてはならない。
これはあなたが下す判断ではない。

**けっして他の人が問題を見つけて対処してくれると思ってはいけない。
行動しないという選択肢はない！**

虐待の種類	身体的兆候	行動上の兆候
身体的虐待	原因不明で異常なあざ、指、絆創膏、噛んだ跡、けが、タバコの焦げ跡、骨折、火傷、歯の欠損、動作が不自由な子どもが負わないような負傷	接触へのおびえ、攻撃、機嫌、逃げる、帰宅を恐れる、着替えや服を脱ぐことを嫌がる、ふさぎ込む、引きこもる、萎縮、他者をいじめる、虐待する
ネグレクト	恒常的空腹、体に合わないまたはふさわしくない服、体重の変化、放置状態、軽度の感染症の繰り返し、補聴器や眼鏡、吸入器を与えられていない	恒常的疲労、遅刻、欠席、友達が殆どいない、いつも独り、大人の仲間を捜し求める、または人々から遠ざかる、窃盗、所持金がない、親や保護者が世話をしないで無関心
性的虐待	性器痛、掻痒、出血、あざ、（膿などの）分泌、胃痛、不快感、妊娠、失禁、尿路感染、性感染症、膣カンジダ症、肛門痛	ある者に対する明らかな恐れ、悪夢、逃げる、年齢に不適切な性的に露骨な知識や行動、夜尿症、摂食問題、薬物乱用、説明できないお金や贈り物、不適切なマスターベーション、他者への性的接近、おもちゃとの性的ゲーム
いじめ	体重変化、説明できない怪我やあざ、胃痛、頭痛、失禁、睡眠障害、抜かれた髪	友達作りが困難、学校/サッカーへの不安、無断欠席、引きこもり、落ち込み、怒り、不機嫌、自殺未遂、成績・パフォーマンス低下、お金や所持品が無くなったとの報告、家族からの盗み、eメールや携帯メールを見るのが苦痛で不安
心理的虐待	体重変化、成長/発達の欠如、原因不明の発話障害、自傷、子どもの年齢や性別や文化に不適當な服装。	遊び・競技が出来ない、間違いを恐れる、両親に告げることを恐れる、引きこもる、説明のつかない発話・言語障害、友達がほとんどいない。

British Judo(英国各柔道連盟)の信念 ー

英国柔道連盟は世界で最も優れた厳格な方針を策定し、厳しくスタッフやコーチ、ボランティアを審査している。さらに安全を最大限確保するための様々な手続きを導入している。

しかし我々のスポーツの文化、すなわち英国各柔道連盟の考え方や行動が、虐待の可能性や懸念について自由に話すことを妨げてしまうなら、あるいは子ども達が被害を訴えられない環境を作り出してしまえば、連盟の方針、審査、手続きは限られた価値しかない。

安全に関する懸念は多くの方法で現れる。

例えば子どもの世話をしている大人がその子どもの行動や外見に変化があることに気づき心配するかもしれない。親が BJA のスタッフやボランティアの行動に懸念を持つかもしれない。また採用過程で情報が開示され、応募者がその仕事に適していないと気づくかもしれない。

さらに子どもが信頼できる大人に心配を直接話す可能性がある。心配がこのように表に出ることは稀であるが、子ども達に責任がある大人は、この場合どう対応すべきか理解していなければならない。

これまでの事件から集めた情報によると、子どもは平均して7回躊躇したあと実際に訴える、あるいは話をする、ということが示されている。

子どもから虐待を受けていると言われたら、あるいはその可能性があるとの情報が伝わったとき、その情報を受けた人は以下の行動をとるべきである。

子どもの福祉のために正しい行動をとる 原文 p.21

(訳者注：頭文字をとると CHOOSING RIGHT 「正しい選択」となる)

行うべきこと

C	Calm down 子どもが安心するように落ち着いて対応する。
H	Honest 虐待を止める為には他の人に話す必要があることを正直に説明する。
O	Offer support 訴えた子どもが悪いのではなく、正しいことをしたのだ、と子どもを支える。
O	Out of the public domain 公にしない。秘密を守り、情報は児童保護のために必要な人にもみ開示する。
S	Serious 真剣に受け止めていることを子どもに伝える。
I	Immediate medical treatment 医療手当てが必要な場合は直ちに病院に連れて行くか救急車を呼ぶ。 医師に児童保護の問題であることを伝える。
N	Note 児童の話を書き留める。付録3に用紙の書式がある。児童・少年の発言を誘導しない。また質問は最小限にとどめ、発言内容を明確にする質問に限定する。
G	Guideline ガイドラインに従うこと。柔道における児童虐待および不適切な行動(poor practice)への対処方法に関しては p.27 - 28 (原文 p.28 - 29) のフローチャートを参照する。

行ってはならないこと 原文 p.22

R	Rush 性急な行動が適切でない場合もある。 性的虐待の場合は許可があるまで入浴やシャワーを控える。 洗浄で貴重な証拠が消滅する可能性がある。
I	Involve 両親・保護者に関わってもらうこと。 英国柔道連盟職員の大半が、子どもの虐待を受け止める親を支えるスキルを持っていない。児童虐待の疑いがある場合、必ず警察や児童ソーシャルケアの指導のもとで親または保護者に連絡をする。
N	Guarantee 成果を保障する、あるいは実現不可能な約束をする。
G	Horror 怖がらせること。 子どもは安心させる必要があり、感情的な対応、子ども本人の責任追及や発言の否定は不要。
T	Take sole responsibility 自分ひとりで責任を果たそうとすること。 必ず相談または連絡をして適切な対応をする。

情報の記録 — 明瞭・簡潔に 原文 p.23

情報を児童ソーシャルケア(Children's Social Care)または警察に連絡する必要がある場合がある。

- ・後日、法的手続きがとられる可能性があるので情報は正確に記録する。
- ・児童ソーシャルケアや警察への電話連絡は、24時間以内または可能な限り早急に書面の形で記録を残す。
- ・疑念を伝えた警察、児童ソーシャルケアの担当者の氏名、職位および連絡の日時を記録する。
- ・情報はデータ保護法にしたがって安全に保管する。<http://www.ico.org.uk/>
- ・情報は「必要な人にのみ開示」の原則を厳密に守る。
- ・付録1「児童保護用紙」に情報を記入しクラブの福祉オフィサーに送付する。クラブ福祉オフィサーはクラブが所属する柔道組織のケース・マネージメント・チームに送る。

心配なことがある — その時どうすればよいか？

子どもが虐待を受けているかどうか、自分の責任で判断する必要はない。

心配なことがある時には、あなたを支援してくれる人たちがいる。

イギリス柔道連盟の一員として働く者には、スタッフでもボランティアでも、虐待の有無を判断する責任はない。

しかし、懸念がある場合には、適切な機関が調査を行って児童を保護できるように私たちがまず行動をとる責任がある。

児童ソーシャルケア（スコットランドでは社会サービス事務所）は1989年児童法および2004年児童保護法（スコットランドでは2003年児童保護法）によって児童の福祉を保障する義務を負っている。児童保護の委託を受けた児童ソーシャルケアでは職員が調査を行う法的義務がある。調査は、児童本人や家族の話聞くこと、児童を知る人たちから話を聞くことなどで、さらに犯罪の訴えがある場合には警察と合同で行われる。

親または保護者が自分達の子どもに関して心配なことがある場合、私たちは常に親・保護者と連携して取り組むことを基本姿勢としている。当初の気がかりな状況を解明するために両親や保護者と話すことは重要である。例えばその結果、子どもが沈んで引きこもっている原因が、家族に不幸があったためと判明することもある。

しかしその一方で両親や保護者と情報を共有すると児童のリスクがかえって高くなる場合もある。親または保護者が虐待をしている、あるいは事態に適切に対応できない状態だといった場合である。

このような時には、児童ソーシャルケアに速やかに連絡をすれば、児童ソーシャルケアが両親や保護者への対応の方法、タイミングなどを決定してくれる。

心配事を伝えた児童ソーシャルケアの担当者の氏名、職位と連絡日時を必ず控えておく。可能な場合には24時間以内に連絡の詳細を書面で記録しておく。BJAの児童保護記録のコピーもその一部となる。

心配事は各状況に応じた児童保護担当官に伝える：

クラブで 原文 p.24

あなたが柔道クラブのスタッフである場合はクラブの福祉オフィサーに伝える。また、クラブのコーチあるいは上級の指導者である場合はクラブの会長に報告する。

学校で

あなたが学校のカリキュラムの一環として柔道に関わっている場合、児童保護担当の教師に伝える。地方教育委員会に連絡すれば地方自治体教育部ガイドラインが入手できる。

市町村のプログラム

市町村のレクリエーションプログラムに関与している場合は、そのプログラム管理者に伝える。

遠征中の場合

競技大会への参加、合宿などで本拠地から離れた地域にいる場合は、チームマネージャー、上級コーチ、コースのディレクターまたは安全保護チームに伝える。

上記の場合、必ず地域の児童ソーシャルケアまたは NSPCC（全国児童虐待防止協会）から適切なアドバイスを得る。

・児童保護担当官に対して懸念がある場合は

地域の児童ソーシャルケア、警察または NSPCC に連絡し、懸念を伝える。

児童ソーシャルケアの電話番号は市町村機関のリストに、また警察の電話番号は一般の電話帳に載っている。NSPCC には 24 時間無料でかけられるヘルプラインがある。0808 800 5000 名前を名乗る方が良いが、匿名での連絡も可能である。

児童ソーシャルケアは地域によって名称が多少異なる場合があるので、電話番号を調べる際には注意をしてほしい。

Papworth Publishing という会社が児童福祉関係の組織の情報を整備しており、Sherwood Diary というサイトには地域の児童福祉関係の全組織と時間外の連絡先が掲載されている。

www.sherwooddiaries.co.uk/index.htm 電話連絡の場合は 01268 510123。

社会福祉局や警察、全国児童虐待防止協会に連絡すべきかどうかははっきりしない場合、あるいは心配事が明らかな虐待ではないが不適切な行動（poor practice）である場合には、各地域の柔道組織に連絡をする。

- ・イングランドとウェールズ — イギリス柔道連盟の児童保護リードオフィサー
- ・北アイルランド — 北アイルランド柔道連盟の児童保護リードオフィサー
- ・スコットランド — スコットランド柔道連盟の児童保護リードオフィサー

児童ソーシャルケアまたは警察に委託する場合、必ず柔道組織の児童保護リードオフィサーにも情報を伝える。

職員またはボランティアに対する虐待の申し立て

内部通報は早期警告の制度である。ある組織の中で誤った行為、不適切な行為が行われていることを明らかにし、懸念を表明することである。

子どもの虐待は家庭の外でも起こりうる。これは慎重に扱うべき難しい問題であるが、これまでに様々な組織、施設のなかで児童虐待は実際に起きており、したがってスポーツ、社会活動などの環境でも起こりうるのである。

虐待は子どもたちを相手に仕事をしているどのような人によっても起こりうる。有給の職員、柔道クラブのボランティア、クラブのヘルパー、競技会や合宿の指導者、コーチなどの誰もがかかわる可能性がある。

最近の調査によると、家庭外の公の場での虐待は「一回限り」で終わることはめったにないという。柔道関係者はその可能性を認識し、あらゆる申し立てを真剣に受け止めて適切な行動をとることが極めて重要である。

職員またはボランティアによる虐待行為またはその可能性が発見されても、実際に通報するとなると、他の人たちの間に、報告することの難しさを含め疑問や不安が広がるものである。しかし、職員やボランティアによる児童虐待やハラスメントの疑いは、すべて直ちに報告されなければならない。

LADO とは？ 地方自治体指定責任者 (Local Authority Designated Officer)

地方自治体指定責任者 (LADO) は、「2013 英国政府児童虐待防止ガイドライン」第二章「組織上の責任」に書かれている法定ガイダンスに沿って、児童サービス当局内において児童虐待に対処している。

子どもに関する仕事の従事者について次のような疑いがある場合、LADO はすべてのケースについて情報を入手する。

- ・子どもを傷つけた、または傷つけた可能性がある
- ・子どもに対して、または子どもに関する犯罪行為を行った可能性がある
- ・子どもと共に働くのにふさわしくないとと思われるふるまいがある、例えば、身体的・性的・感情的虐待やネグレクトにあたるような行為が見られる。

疑惑が起こった場合の LADO の役割は、その件に関するすべての情報を入手し、その情報を必要とするすべての職員・担当部署が情報を共有するように計らうことである。

LADO は最初の段階から関わり、雇用者あるいはボランティア組織に対して助言を与え指導し、解決に至るまでずっとその件の進展を監視する。

LADO に連絡を取るには、各地の児童保護委員会または地方自治体当局へ問い合わせる。

すべての英国の柔道連盟は、同僚が児童虐待を行っているまたはその可能性があるという懸念を、善意

で報告する職員・ボランティアを全面的に支援し保護する。

善意により通報をする権利は、1998年公共利益開示法で保障されている。即ち、通報することで通報者の組織内の地位が影響を受けることはない。

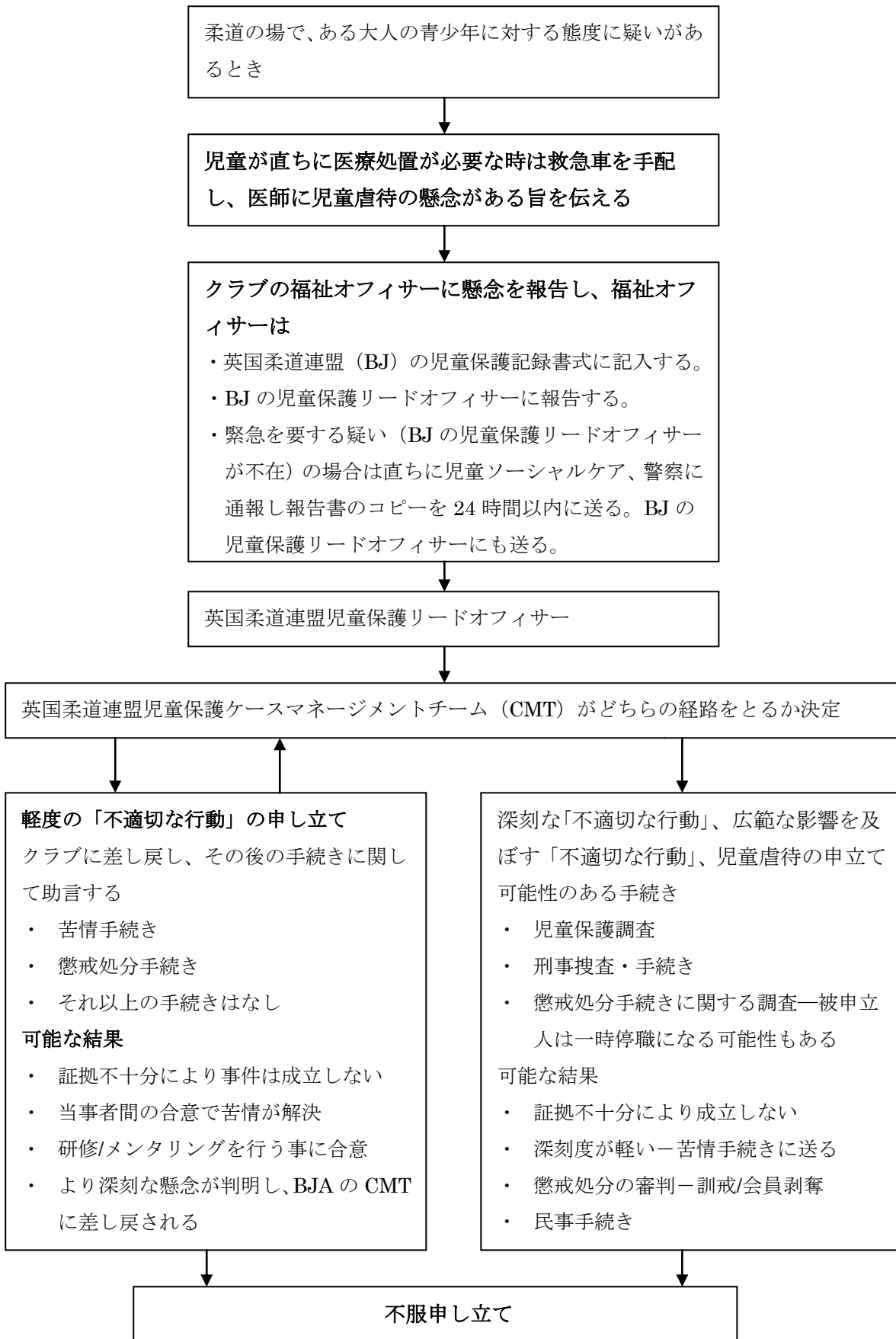
通報者が警察、児童福祉機関またはNSPCCに直接通告することもできる。

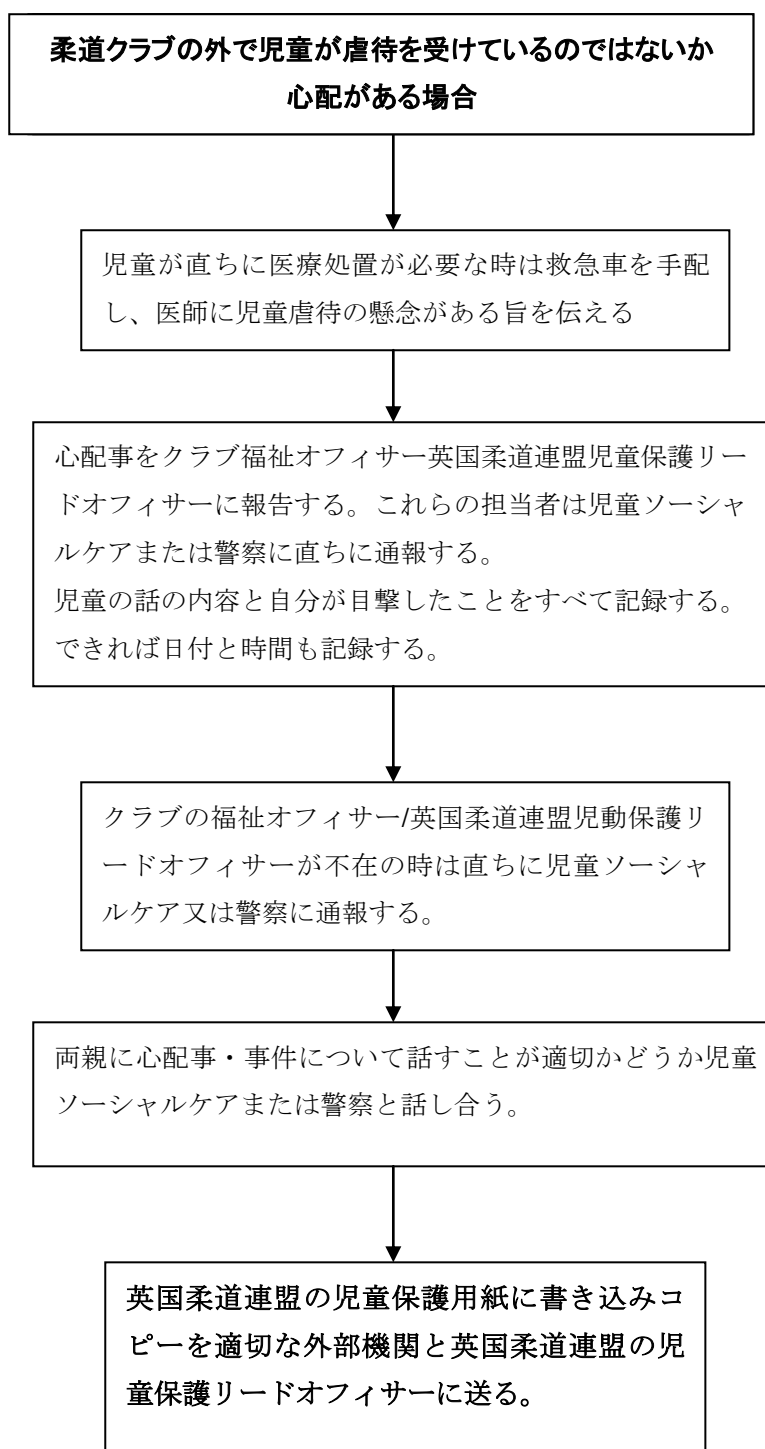
疑いの報告 — 何をすればよいのか 原文 p.27

児童が職員・ボランティアから虐待を受けているかもしれないという疑いはクラブの福祉オフィサーが不在の場合は福祉担当者に報告する。

クラブの福祉オフィサーは申し立てを児童ソーシャルケアに付託する。児童ソーシャルケアから警察に連絡が行く場合もある。福祉オフィサーは、クラブが所属する柔道連盟組織の児童保護リードオフィサーに通告する。児童ソーシャルケアからのアドバイスに従って、児童の保護者に直ちに連絡をする。

すべての関係者間で秘密が厳守されるよう、また調査の完全性が担保されるようあらゆる努力を尽くす必要がある。本件が他の機関に付託される場合は付託先を所属する柔道連盟組織に速やかに連絡する。





**上記のチャートの BJA 児童保護リードオフィサーは、各地域ではスコットランド柔道連盟、ウェルシ柔道協会、北アイルランド柔道連盟の児童保護リードオフィサーとなる。

《次のステップ》 原文 p.30

次に何が起こるか？— 調査

柔道のボランティア、コーチ、役員またはスタッフに対して虐待の苦情があったとき、次の三種類の調査が行われる可能性がある：

1. 犯罪捜査
2. 児童保護調査
3. 柔道組織のケース・マネージメント・チームおよび苦情処理委員会による懲戒処分調査

ケース・マネージメント・チーム(p.45 原文 p.46)は、警察と児童ソーシャルケアが調査を行っている間、虐待の訴えを受けた人の会員資格を一時的に停止すべきかどうかを決める。場合によっては、調査への影響を避けるため、会員資格を停止しないよう当局が希望することもある。

警察と児童ソーシャルケアによる調査の結果は懲戒処分調査に報告される。

調査の結果、申し立てのあった案件が明らかに不適切な行動 (**poor practice**)であった場合はイギリス柔道連盟の児童保護手続きがとられる。

警察あるいは児童ソーシャルケアの調査結果にかかわらず、英国の各柔道連盟は該当する苦情処理・懲戒処分手続きの下ですべての案件を評価し、本人が会員、職員またはボランティアに復帰してよいか、そしてどのように本件を慎重に扱うか決定する。

この決定は、警察が十分な証拠を挙げられなかった場合とくに難しくなる。その際は、柔道組織が持っている情報に基づいて決定を下すことになり、確率の強さを調べると「申し立てが正しい」という確率がより高い、または低いと判断できる。

児童の福祉が常に最優先されるべきである。

過去の虐待の申し立て

虐待が起きた後、ある期間が過ぎてから申し立てが行われることがある。例えば今は既に成人であるが、子どものときにスタッフの一人に虐待を受け、そのスタッフが現在も子ども相手の仕事をしている場合などである。

そのような場合、申し立てには上記と同じ手続きがとられる。

理由は、そのスタッフが柔道の場または他の場で、他の子どもたちに対して危害を及ぼすリスクがあるからである。

違反行為によっては、児童に危害を及ぼすリスクがあるとみなされて、イギリス柔道連盟の賞あるいは地位を剥奪されることもある。イギリス柔道連盟ウェブサイトの **Safe landings** にある前歴開示および

前歴者就業制限機構(DBS)で問題があった場合（スコットランド PVG 開示も同様）および法定機関から送られてくる報告への対応手順を参照。

支援の提供 原文 p.31

BJA/JS/NIJF/WJA は、同僚の児童虐待を通告した通報者に対し、例えその疑いが事実無根であったと判明しても以下の方法で支援する：

- ・ 児童保護リードオフィサーによる支援
- ・ ケース・マネージメント・チームによる支援
- ・ 独立した専門機関の連絡先の詳細
- ・ NSPCC ヘルプライン
- ・ NSPCC スポーツ児童保護部門

(BJA/JS/NIJF/WJA = イギリス柔道連盟、スコットランド柔道連盟、北アイルランド柔道連盟、ウェールズ柔道協会)

また、BJA/JS/NIJF/WJA に対して児童虐待・不適切な行動が通告された後、子どもたち、青少年たち、保護者、ボランティア、スタッフにとってどのような支援を受けることが適切であるか考慮される。

虐待を打ち明けてくれた子どもや少年に対応することは決して容易なことではない。対応する側も動揺し不安になるだろう。秘密厳守は何にも増して重要である。しかし、打ち明けられた者も何らかの支援を必要とすると BJA/JS/NIJF/WJA は考える。付録 1 1（参考連絡先）に虐待等を打ち明けられた人のための支援グループ、ヘルプライン情報が掲載されている。

また虐待・不適切な行為を受けた児童・青少年、およびその保護者が適切な機関および

BJA/JS/NIJF/WJA から支援を受けられるようあらゆる努力を尽くす。

虐待経験者に対する支援グループとヘルプラインのリストが付録 1 1 に掲載されている。

BJA/JS/NIJF/WJA は、不適切な行動に対する苦情や虐待の申し立てをされた人に対しても、どのような支援が適切であるか考慮する。支援グループ、ヘルプラインの情報は付録 11 に掲載。

リスク管理

活動を計画するときは、もちろんリスクの可能性を検討する。しかし自分たちが見ている子ども達や青少年の福祉を確実にするためには次の基本的な疑問を考えることが重要である。

- ・ 何の活動か？
- ・ 参加する児童／青少年の年齢は？
- ・ 活動が行われる場所は？
- ・ グループに特別な配慮は必要か？
- ・ 複数グループで構成されているか？（男女のグループ、いろいろな民族のグループなど）

- ・主催者の経験と資格は？
- ・適切な応急手当の訓練を受けた人が必要か？

活動が行われる場所をよく知っているか、またその活動における自分の責任の範囲がわかっているか、例えば自分の道場か（電話、トイレ、着替える場所、応急手当の用意があるか）または移動が必要な知らない道場か。地域のスポーツセンターには設備の種類や利用に関するガイドラインがあるかも知れない。また道場以外の場所では他の活動が行われているかも知れないので気を付けるように。

潜在的リスクを評価するときの原則はどのような活動でも同じである。潜在的リスクを考慮して安全確認のための大人対子ども/青少年の人数比率を決める。

18歳以上の人（スコットランドでは16歳以上の人）はだれでも大人であることを覚えておくように。ボランティアまたはBJAのレベル1コーチでも18歳以下（スコットランドでは16歳以下）であるかも知れない。彼らは法的には大人と考えることはできないので、大人対児童/青少年の比率に影響を与える。しかしそのような場合は、保護者に同伴するよう願うことはできる。また参加する大人たちの経験を考えることも重要である。明らかにBJAの資格があるコーチが来ることが最良であるが、資格コーチとコーチではなく監督するだけの大人の混合である可能性が高い。

児童・青少年を引率する遠征の計画 (訳者注：原文は p.32 であるが、ここに記されるべき内容である)

遠くで開かれる競技会に参加し、自宅を離れて旅行をすることは子ども達にとって安全かつ楽しいことでなければならない。すべての子ども達が自信を高め技術を成長させる機会となるべきである。チームを連れてクラブから離れた競技会に参加するときは、グループの児童・青少年たちに対する注意義務が満たされるように最大限に考慮し計画する必要がある。自分のクラブで小さな競技会を主催する場合は、自分のチームに対する注意義務の方針は通常の指導やクラブの練習と同じである。

計画

以下の項目はチームの日帰り遠征の計画と実行のための手引きである。宿泊は含まない。

適切な取り組み Good Practice

- ・ チームマネージャーを任命し、役割と責任を明確に定める。
- ・ 児童・青少年の管理と世話のために十分な数のスタッフがいる。
(p.74 英文 p.75, 付録4 BJA 保健安全ガイドラインを参照)
- ・ 子ども達を移動させ監督することに対し、保護者の書面による許可を得る。
- ・ 柔道規範に従って行動することに参加者が同意している。
- ・ チームの児童・青少年の責任者となるスタッフ全員が BJA 児童保護方針・手続きにしたがって採用されチェックされている。(ボランティアの採用 p.50 英文 p.51)
- ・ リスク評価が行われていることを確認。
- ・ 柔道クラブの「ホーム連絡先」、即ち同行しないクラブのメンバーで連絡先になる人がいる。

保護者への連絡

日帰りで移動をするとき、以下の情報を明確にして保護者とチームに連絡する。

- ・ 移動手段
- ・ 集合場所
- ・ 出発時間
- ・ 帰宅時間
- ・ 目的地と場所
- ・ 競技会の詳細
- ・ チーム担当のマネージャーとコーチの氏名
- ・ チームマネージャーとコーチの連絡情報
- ・ チームのメンバーのための医療情報
- ・ 必要な道具、必要経費、即ち移動の経費、競技参加費、小遣い

交通

自家用車

青少年の柔道はボランティアと保護者の支援なくしては成り立たず、自家用車が遠方のイベントへの交通手段として頻繁に使用される。BJA はこれを認識している。

児童青少年を練習会、遠方のイベントに移動させるために、コーチ、クラブのボランティア、チームマネージャー、審判、大会の役員は、いかなる時も自家用車を使用しないように BJA は強く助言する。
(保護者が子どもの移動用に使う場合、またクラブが準備したのではなく保護者同士で合意して他の選手を移動させる場合の自家用車は除く。)

もし理由が何であれ自家用車が唯一の移動方法である場合は次のガイドラインを守ること

- ・ 運転者は乗客の安全を守る。
- ・ 運転者は車が道路上の使用に適しており、免許が有効で保険に入っていることを確認する。
- ・ 運転者はシートベルト付きの車を使用し、乗客は移動中必ずシートベルトを着用する。
- ・ 幼少の選手を移動するときには、運転者は法的な義務を理解している。
- ・ 保護者は子どもが他の大人の車で移動するときは書面の許可を提出する。
- ・ 出発/到着時間は保護者などに明確に伝える。
- ・ 運転者は自分の子どもではない他の子ども・青少年と単独で自動車に乗らない。緊急事態で他人の子と二人だけで車に乗らなければならない時は必ずその子どもを後部座席に乗せる。これは緊急時のみであり、通常では容認できない。
- ・ 運転者は 50 ページ (原文 p.51) の採用手続きに従って採用される。

車・運転者を雇用する場合 原文 p.34

遠方のイベントのために移動手段を採用するときは次の点を念頭におく：

- ・ 乗客の安全
- ・ 運転者の能力と運転者が有効な免許を保有していること
- ・ 運転者の運転時間と運転しない時間も含めた一日の拘束時間
- ・ 複数の運転者が必要か
- ・ 旅行の種類、交通状況、天気、クラブから子ども達を移動させる時の適切な保険
- ・ 移動時間、距離、中継地点
- ・ 監督の必要性
- ・ 障害者を含むチームである場合、移動が適切か
- ・ 運転者は休憩をとる必要があり、また緊急手続きを知っている必要がある

法的側面

- ・ 車両が道路走行に適している。
- ・ 移動中は運転者が車両の責任者となる。
- ・ 三人以上の人数の 3 歳から 15 歳の青少年を移動する時のバスやミニバスには、**法律に適合したシートベルトが各人用に装備されていなければならない。**

<https://www.gov.uk/government/publications/guide-to-changes-to-seat-belt>

- ・ 車椅子が利用できるミニバスに車椅子の固定装置がある。

- ・グループのミニバス運転者はミニバスの運転と乗客管理の研修を受けている。

管理

- ・全てのスタッフは、有給でも無給でも採用手続きに従い、またそれに基づきチェックされる。
- ・チーム担当のスタッフの中に、BJA 児童保護方針・手続きを理解し研修を受けた人が指名されて参加している。(BJA の児童保護ワークショップに参加していればこの要件は満たされる。)
- ・男子のみのグループ、または女子のみのグループには少なくとも一人同性のスタッフがいる。
- ・保護者が同伴していない児童がいるときは、同性のスタッフが必ずグループにいる。

役割と責任

- ・スタッフ全員がチーム内の自分の役割と責任を明確に理解している。
- ・可能な場合はヘッドコーチとチームマネージャーを任命する。ヘッドコーチとコーチはチームの練習と競技管理の責任者となり、チームマネージャーと他のスタッフはその他の必要なサポートの責任者となる。
- ・スタッフ全員が以下の項目を理解しているか確認するために研修プログラムを必ず行う：
 - ・ BJA 児童保護方針・手続き／「安全な着地」(Safe Landings)
 - ・倫理的問題
 - ・行動規範
- ・スタッフ全員に、連絡、医療情報、旅程を含めた完全な日程を説明する。
- ・保護者が大会を観戦する場合は、チームがスタッフの責任下であり保護者はそれを妨げてはならないことを明確に指摘する。

柔道の活動から子ども供達を迎えるときの方針を柔道クラブは作成し公開する。

方針には、年齢、活動場所、時間、活動の内容が記述される。

移動中の管理 原文 p.35

- ・チームのマネージャーは常に選手とスタッフに責任を持ち、「秩序ある行動」を維持しなければならない。
- ・運転者は監督責任を持つべきでない。
- ・チームのメンバー全員とスタッフは車内の緊急時の対応(例えば非常口ドア)を理解している。

チームのマネージャーは以下のことを考慮する

- ・二階建てバスに必要な管理、例えば各階に一人監督者を置く。
- ・道路を横断するときのグループの安全管理。
- ・チーム移動中の基本原則を明解にする。事故の主な原因は不作法な振り舞いである。
- ・十分な回数の監督下の休憩
- ・故障または事故が起きたら、チームとスタッフはチームマネージャーの管理・監督に従う。
- ・車両の乗降時にはチームの点呼を行う。

緊急時の対応

- ・ 医療問診票に書き込み、保護者が署名してクラブに提出する。
- ・ 医療情報の詳細や他の関連情報を一人のスタッフが持参する。
- ・ スタッフは子ども達の特殊な医療状態を常に認識していなければならない。
- ・ スタッフは救急サービスに連絡できるよう、最低の応急処置ができるよう体制を整えている。
- ・ スタッフは良識的な保護者のように行動する注意義務がある。
- ・ スタッフは命にかかわる緊急時には人命救助を行う必要がある。

緊急事態がおきた場合： 原文 p.36

- ・ 緊急事態の状況と被害者の氏名を確認する。
- ・ 残りのメンバーの安全を確保し監督下におく。
- ・ グループ全員が状況を把握し、緊急時の手続きに従っているか確認する。
- ・ スタッフ一人が被害者と共に病院に行っているか確認する。
- ・ 必要な場合は警察に連絡する。
- ・ 事故報告用紙に記入する。
- ・ グループ全員がマスコミに話をしないよう確認する。
- ・ マスコミからの質問はすべて BJA 本部の BJA コミュニケーション部長/広報部長が管理する。
スコットランドはスコットランド柔道連盟 (JS) の最高責任者が管理する。
- ・ チームとスタッフは事件について話し合わない。
- ・ 道場の連絡係 (ホーム・コンタクト) に連絡し、以下のことをしてもらう。
- ・ 保護者に連絡を取り逐次状況を伝える。
- ・ クラブのスタッフと連絡をとる。 必要なら BJA (スコットランドは JS) と連絡をとる。
- ・ 必要な場合はマスコミ連絡係と連絡をとる。
- ・ 保険会社に事故の報告をする。必要であれば適切な用紙を使用する。

保険

BJA のクラブ、メンバー、コーチは会員になると保険の補償が適用される。しかし移動と医療の補償は含まれていない。

補償の詳細と追加補償のための連絡先に関しては BJA のサイトを参照する。

http://www.ps-judo.com/files/Judo_Policy_Summary.pdf

《宿泊を伴う移動》 原文 p.37

はじめに

旅行の計画を立てるときは、必要条件をすべて満たすように十分な時間をかけることが重要である。以下の行動プランを実行する。

- ・ 移動の目的を明確にする
- ・ 旅行の日程は？
- ・ 旅行の場所は？
- ・ ビザが必要か確認する。
- ・ 旅行によってはワクチンや抗マラリヤ薬のような旅行前の投薬が必要な場合がある。
- ・ 移動の期間は？
- ・ 柔道を行うためと宿泊のための適切な場所と設備を特定する。
- ・ 経費は？
- ・ 小遣いの額はいくら？
- ・ リスク評価を行う
- ・ 必要な保険の補償範囲は？
- ・ 選手の管理 — 柔道をしている時間とそれ以外の時間
- ・ 適切な宿泊施設
- ・ すべての食事の手配
- ・ 到着時にプログラムとルールを見直すためのグループ・ミーティングを開く
- ・ グループ・ミーティング、スタッフ・ミーティングを毎日開く。
問題を話し合い、解決する機会になる。
- ・ 保護者との連絡
- ・ その国の文化的伝統の調査を忘れないように。これはグループとしてどのような服装を持参するか（例えばイスラム諸国など）という点に影響することがある。
- ・ 英語圏外の諸国ではコミュニケーションの障壁があることを考慮する。

リスク評価

事故を防ぐには計画立案がカギとなる。旅行の計画立案にはリスク評価が本質的な要素となる。

- ・ 子ども達を混乱した状況に置かないようにする。
そうすると受容できないレベルのリスクを負うかもしれない。
- ・ 次のことを考える：
 - ・ どのような危険があるか？
 - ・ 危険にさらされるのは誰か？
 - ・ リスクを減らすためにどのような安全措置を取ることが出来るか？
 - ・ チームのマネージャーは安全措置を実行できるか？
 - ・ 緊急事態が起きたときにどのように対応をするか？

クラブとの連絡（ホーム・コンタクト） 原文 p.38

- ・チームとスタッフの名簿と宿泊先の連絡番号・住所をクラブに残す。
- ・チームとスタッフ全員の緊急時連絡番号が記録されていることを確認する。

宿泊施設

- ・宿泊先で行動規範と規律の方針をスタッフと話しあう。
- ・部屋に衛星放送が備わっている場合、不適切な番組が視聴できるかもしれない。視聴できないような手配が可能か調べる。
- ・追加料金、破損、鍵の紛失に対する宿泊施設の対応を調べる。
- ・すべての宿泊施設は清潔で、十分な数のトイレや入浴設備が使えるなければならない。

容認できないこと：

- －複数の選手がひとつのベッドを共有する。
 - －男女の選手が同じ部屋を共有する。
 - －スタッフと選手が同じ部屋を共有する。
-
- ・宿泊設備がどのような所でも、チームのマネージャーは選手の安全を確認する。
 - ・車椅子の使用者がいる場合、建物、部屋、浴室へのアクセスを調べる。
 - ・障害がある選手のニーズが対応されているか確認する。
 - ・選手たちは、スタッフがどの部屋にいてどのように連絡できるか分かっている。

保護者との連絡

子ども・青少年を遠征に連れて行く前に保護者と選手とのミーティングを準備し、旅行の詳細を伝える。保護者は以下の情報を理解し、書面に書かれた情報を受け取る。

- ・旅行の目的
- ・チームマネージャーの氏名と連絡の詳細
- ・スタッフ全員の氏名
- ・クラブに残った連絡係の氏名と連絡番号
- ・会場への往復、大会中の移動に関する詳細
- ・宿泊施設の詳細、住所と連絡番号
- ・可能な限り詳細な旅行の日程
- ・持ち物リスト
- ・緊急時手続きと電話連絡
- ・スタッフと選手の行動規範
- ・福祉手続きと児童保護手続き
- ・推定コスト
- ・手付金の支払い日
- ・小遣い
- ・保険の詳細

保護者に求める情報

- ・署名をした行動規範の同意書と具体的な医療情報
- ・食事に関する特別な配慮の必要性
- ・応急医療手当への同意
- ・料金支払いの同意
- ・子どもの欧州健康保険カードを入手するように保護者に依頼する。E 1 1 1 の代わりになる。

選手の準備

旅行の前に選手達と会い、以下のことに同意を得る：

- ・態度と行動の規範
- ・緊急手続き
- ・選手達への期待
- ・スタッフの役割と責任
- ・ホームシックになった場合のサポート
- ・困ったとき、打ち明けて相談したいときのサポート

子ども達とスタッフからのフィードバック

旅行から戻ったら、子ども達とスタッフに何が楽しかったか、何を変えたいか尋ねる。

これは来年の計画策定に役立つ。子ども達は楽しくするための良いアイデアを持っている。

耳を傾け、楽しいアイデアを安全なものにしよう。

スタッフと選手の比率

チームの安全のため、どのような遠征の移動でも選手の世話ができる十分なスタッフ人数を準備することが重要である。次の事柄が考慮される必要がある。

- ・特別な宗教・文化の要求がある選手がいる場合、その性別、年齢、能力
- ・特別なニーズ、医療が必要な選手、障害がある選手
- ・移動の期間
- ・選手の能力、想定されるふるまい
- ・チームのマネージャー、助手、コーチ、専門スタッフの人数
- ・子どもたちを監督するスタッフの経験
- ・緊急時対応に十分な数のスタッフ人数（最低二人）
- ・8歳より上の児童チームに対しては最低限1：10の比率が必要
- ・上記の要素により児童・青少年に対するスタッフ比率を高める必要があるかどうか
- ・8歳以下の児童チームに対しては1：8が最低限の比率で、児童数は1グループ26人以下

クラブの活動とそれを取り巻く環境で「適切な行動」を促進すれば、子どもたちの潜在的なリスクを

減らし、スタッフやボランティアを守ることができる。

子どもたちと活動するときは常に人目にふれる状態にいること。

子どもと二人だけで行動しない。

NSPCC “安全なスポーツ行事、活動、競技” (Safe Sports Events, activities and Competition)

<http://www.thecpsu.org.uk>

子ども達のケアをするときの適切な行動

迎えが遅れる

迎えが遅くなる場合、クラブには自宅まで子どもを送る責任がないことを保護者に伝える。

スタッフ/ボランティアは次のことをする：

- ・迎えが遅いときは保護者に連絡をとってみる。
- ・クラブにある子ども・青少年に関する情報を調べる。
- ・他の連絡者、連絡番号に連絡をとってみる。
- ・同意された迎えの場所で子どもと、可能な限り他のスタッフ/ボランティアも一緒に迎えを待つ。
- ・迎えが遅れるときの方針を保護者に再度伝える。

スタッフ/ボランティアがすべきでないこと：

- ・子ども・青少年を自宅または他の場所に連れていく；
- ・子ども・青少年に車内または他の場所で自分と二人だけで待つように言う；
- ・保護者の許可なしに子ども・青少年を他の人と自宅に帰す。

身体的接触

柔道ではコーチと子ども・青少年との間にある程度の身体的接触が必要になる。コーチは教える、励ます、守るまたは慰めるときに身体的接触を行うかもしれない。

- ・コーチは 18 歳未満の選手を相手に技術の実地説明をしないように。二人の選手がその動きを実演するようコーチが導く方法がより好ましい。とくに寝技においては。
- ・柔道の身体的接触は常に子どもの必要性を満たすために行われなければならない。大人のニーズではない。大人はスポーツの技術やスキルを発展させる目的のためだけに身体的接触を使ってよい。クラブのコーチたちは選手の技術の必要性を話し合い、その選手の練習プランに合意することが重要である。例えば体の大きい 14・15 歳の選手は、クラブの他の選手にはできない高度な乱取りが必要かもしれない。

コーチたちが協力して一緒に一部の子ども達の練習プランを決め、実行すれば、「技術」の名の元に虐待が行われるリスクを最小限に抑えられる。

身体的な接触の目的は事前に説明し、同意を得なければならない。

コーチ、子ども、青少年または保護者が練習に関して懸念や心配を示した時には、即座に対応する、ということのを特に強調したい。 原文 p. 41

身体的な接触は次の場合にも必要かも知れない。

- ・ 負傷の治療
- ・ 負傷の予防

おとなは子どもに身体的接触の理由を説明する。緊急時以外は子どもに許可を得る。

身体的接触は秘密裡に行わない。また他者から見えない場所で行わない。

性器、臀部、胸の接触は行わない。

- ・ 可能な限り、更衣室では保護者が子どもの責任者となる。
- ・ 更衣室で子ども達の集団が監督される場合、その集団の性別により最低二人の男性または二人の女性が監督する。
- ・ 男女一緒に更衣室を使用しない。
- ・ 大人と子どもは監督者なしに更衣室を共有しない。
- ・ 大人も子どもも畳の横では着替えをしない。
- ・ BJA トーナメント・ハンドブックに示されている BJA 体重測定手続きに必ず従う。選手の性別により男性または女性の役員が計量を行う。スクリーンで区切った、または男女別の設備で行う。(詳細については BJA 競技マニュアルまたは BJA トーナメントを参照)

***一般的なルールとして以下のことは行わない：**

- ・ 他の人々から離れて一人だけで子ども達と過ごす。
- ・ たとえ短時間でも一人だけで子ども達を連れて自動車で移動する。
- ・ 子ども達を自分の家に連れていき、自分たちだけで時間を過ごす。

上記の状況が避けられない場合は、責任者または子どもの保護者が了承し同意していること。

***決して行なってはいけないこと：**

- ・ 荒っぽい、体を使った性的に刺激するようなゲームやバカ騒ぎ。
- ・ 子どもと同じ部屋に泊まる。
- ・ 不適切な体の触り方をする。
- ・ 子どもが不適切な言語表現を使っても止めない。
- ・ 子どもに対して、例え冗談にしても性的なコメントをする。
- ・ 子どもへの申し立てを取り上げず、記録せず、行動しない。
- ・ 子ども達が自分で出来る個人的なことをやってあげる。
- ・ 監督なしに、子どもを自分の家に滞在させる。
- ・ 子どもまたは大人に対して自分の特権地位を乱用する。
- ・ 参加者に恥をかかせ、当惑させ、傷つけて自尊心を失わせる。
- ・ お気に入りの子を作る。
- ・ 脅す、または言葉で虐待する。

- ・自分だけで若い選手や障害のある成人に会おうとする。

子ども達があなたの助けを必要とする時はきちんと世話をしましょう。原文 p.42

スタッフやボランティアとして子どもに個人的なことをする必要もあるかもしれない。

特に子どもが低年齢の場合や障害を持っている場合に起こりうる。

- ・子どもの保護者の了解と同意を得てから行う。
- ・子どもが自分に完全に依存している場合にはきちんと対応し、子どもに自分が何をやってあげているのか説明して可能な限り選択肢を与える。特に服の着替えや体に触れる場合など。
- ・子どもの世話をしている時に、もしうっかり子どもに怪我をさせる、子どもを動揺させてしまう、自分の行動で子どもが性的に興奮している、自分が行なったことを誤解する、などがあつたら即座に同僚に報告して記録する。できる限り早く保護者に伝える。

信頼関係

年齢の高い選手またはスタッフが、グループに参加している他のメンバーに与える影響を過小評価してならない。(U18、スコットランドではU16、がリーダーシップを取っている。)競争の要素が係わるとき、年齢の高い者が低年齢の者の成功や失敗にある程度責任があると、低年齢選手の高年齢者への依存が増加する。従ってボランティアは信頼を悪用しないよう自分の責任を認識することが重要である。

グループの参加者とボランティアの間には真の良い関係がある。しかしスタッフやボランティアが信頼される立場にあるときに、個人的な関係が生まれてはならない。

青少年たちの間では親密な関係が生まれることがあり、何の害も生じないことが多いと BJA は認識している。しかし虐待にあった子どもや青少年は、他の子どもや青少年から虐待やいじめを受け易いということも認識している。「信頼に基づく関係」の概念は大人だけでなく柔道でリーダーとなる青少年たちにも適用される。

“相互の信頼関係の根幹に両者間の力の不均衡（年齢、経験、立場、身体的力など）があるならば、その不均衡がなくなるまで両者の間に性的関係が生まれてはならない”

注：16歳から18歳の若者はある種の性的活動に関しては法的に合意が認められている。

しかし法律によっては（1989年児童法では）子どもとして分類されている。

成人弱者の単純な定義はない。しかし信頼されているという立場で成人が弱者であることを悪用してはならない。この原則は、性的指向にかかわらず適用される。同性愛でも異性愛でも、信頼関係がある時には性的関係は認められない。

信頼関係は、ある当事者が他者に対して権限または影響力のある地位を持つことと説明できる。

信頼関係の範囲内で二人の間に良好な関係が始まることがあるだろう。しかし性的関係が始まるならば、信頼関係は終わりにしなければいけない。

信頼の悪用と性的または他の虐待 原文 p.43

自由な同意によらない性的関係は犯罪である。

信頼の悪用による性的関係は表面上同意されていると見えるかも知れないが、当事者間の相対的な力関係があるため容認できないのである。

信頼の悪用に関する規範

信頼のつながりがある人たちの性的関係に関する行動規範は次の目的をもつ：

- ・ 不平等で害を及ぼす関係から青少年や潜在的弱者を守る。
- ・ 信頼される立場にある人が、意図的にまたは誤って性的関係に陥らないように守る。
そのため、どのような行動なら認められるかという明確で実行可能な助言を与える。

信頼の悪用に関するイギリス柔道の規範

- ・ 信頼される地位にある人と指導される生徒との間で、性的関係につながる可能性がある挙動は避けなければならない。
- ・ 信頼に基づく関係の中での性的関係は、信頼関係が継続する限り容認されない。
- ・ コーチ、スタッフ、ボランティア、マネージャーなどが世話をしている相手に害を与えうる行為があれば、組織の全員はそれに対して懸念を表明する義務がある。それによって自分の地位を損なうことはない。
- ・ 信頼規範の違反に関する申し立ては、BJA ケース・マネージメント・チームの苦情と懲罰手続きに従って調査される。

権威または信頼がある立場の者が（有給でも無給でも）青少年と親密または不適切な関係を持つと BJA 「信頼の悪用規定」の違反となり、懲戒処分が行われる。

前歴開示及び前歴者就業制限機構 (DBS)

DBS 調査は採用手続きの一つの手段である。DBS の特別開示 (スコットランドでは特別開示スコットランドという) は BJA/スコットランド柔道連盟に対して、対象者の記録された犯罪・違反情報を教えてくれる。もし応募者に性的犯罪の経歴があれば、その人は子どもと働くことに適していないことになる。また薬物取引や人種差別の記録があれば、BJA/スコットランド柔道連盟は追加の調査をする必要があるかもしれない。

BJA の Safe Landings(安全な着地)のウェブサイトにある「DBS 前歴情報開示とスコットランド前歴情報開示調査の結果、および法定機関からの報告に対応するための手続き」を見ていただきたい。

BJA/スコットランド柔道連盟では3,4年ごとに一定のボランティアとスタッフのDBS調査を行う。全体の質を維持するため、ある年に調査された人々のうちの1%にあたる人が翌年無作為に抽出されて調査を受け、情報開示が完了する。この場合 BJA/スコットランド柔道連盟は、DBS 担当者が選考後1か月以内に調査対象者の都合の良い場所と時間に訪問できるように調整する。

BJA ケース・マネージメント・チーム (p.45 原文 p.46) または柔道クラブが懲戒手続きを行った場合、BJA/スコットランド柔道連盟は DBS 特別開示をその人に再度行うよう要請してよい。(特別開示調査は、子どもを扱う仕事を行う人に求める調査である)

イギリス柔道連盟/スコットランド柔道連盟は前歴開示証明書のコピーは受け付けない。応募者は証明書原本を提出する。開示証明書は内容証明郵便で応募者に返却され、必要な場合は追跡できる。

DBS アップデート・サービス

更新サービスは複数の DBS 調査を保存できるオンラインのプロファイルである。仕事、趣味または慈善活動のために多くの DBS 調査が求められる人に有効である。更新サービス使用者ガイドは BJA ウェブサイトの DBS 関係のページにある。BJA が求める調査は成人と子どもを対象にした仕事の特別開示調査である。一度更新サービスに登録すると申請書を再度書く必要はない。(作業の内容や調査レベルが変わる場合は例外)

DBS 調査が失効すると (3年ごとに) BJA が対象者の状況を再度調査できるように状況調査同意書を書いてもらう。用紙は BJA ウェブサイトの DBS のページにある。

前歴に新しい情報が加わると BJA は DBS の前歴開示証明書コピーを求め、前歴が明らかになった場合の手続きを行う。(訳者注 : p.48 原文 p.48)

更新サービスの情報は以下のリンクを参照。 <https://secure.crbonline.gov.uk/crs/subscriber>

注意:スコットランド柔道連盟のメンバーの犯罪記録調査は前歴開示スコットランド/PVGで行う。

詳細情報が必要なときは Tony Penfold に連絡 : TonyPenfold@judoscotland.com

DBS 調査の種類 原文 p.45

- ・標準前歴調査 — DBS の標準調査が適用されるためには、仕事が 1974 年犯罪者更生法 (ROA)1975 年(例外)命令に含まれていることが必要。
- ・特別前歴調査 — DBS の特別調査が適用されるためには、仕事が ROA 例外命令と 1997 年警察法 (犯罪記録) 規定に含まれていることが必要。

児童・成人就業禁止リスト調査を伴う特別前歴調査 — 児童・成人が対象となる就業が禁止される者のリストを調査するには、仕事が上記の特別 DBS 調査に該当し、さらに 1997 年警察法(犯罪記録)規定に 就業禁止リスト調査可能と記載されている必要がある。

DBS 申請書が必要な場合は Amanda Smith に氏名とライセンス番号を書いてメールで連絡する

Amanda.smith@britishjudo.org.uk

詳細情報は BJA のウェブサイト参照 :

<http://www.britishjudo.org.uk/disclosure-and-barring-service>

《イギリス柔道連盟の手続き ケース・マネージメント・チーム (CMTs)》

原文 p.46

ケース・マネージメント・チーム (CMTs)

- ・ イギリス柔道連盟(BJA) — ケース・マネージメント・チームのメンバー
 - BJA 安全保護リードオフィサー
 - BJA 開発部長
 - BJA 安全保護アシスタント
- ・ スコットランド柔道連盟(JS) — ケース・マネージメント・チームのメンバー
 - JS 児童保護リードオフィサー
 - JS 最高執行責任者
 - JS 指導・訓練マネージャー
- ・ ウェールズ柔道協会(WJA) — ケース・マネージメント・チームのメンバー
 - WJA 児童保護リードオフィサー
 - WJA 役員
 - WJA 規格委員会議長
- ・ 北アイルランド柔道連盟 (NIJF) — ケース・マネージメント・チームのメンバー
 - NIJF 児童保護リードオフィサー
 - NIFJ 児童保護担当者
 - NIJF 営業部長

このような問題の対応には慎重さが求められる上、児童及び弱い立場におかれた成人を懲戒関連の聴聞の苦しさ、トラウマから守るため、状況に応じて英国の各柔道連盟では下記の手続きをとる。

ケース・マネージメント・チーム (以下 CMT) は、必要と思われる時に CEO に懲罰委員会を任命するよう助言する。

不正行為疑惑の通告、あるいは子どもたちと働く上で適性に疑いがあるとの情報は、所属クラブ、出廷報告、就職採用時個人調査、雇用主からの通知等、あらゆる情報源から寄せられ、問題となる行為が多岐にわたる可能性がある。従って、CMT は事例ごとに各々事実関係を検討した上で、不正行為があったのか、懸念に対する懲戒処分が必要かどうかを考慮する。

報告された行為に特定の任務遂行上なら適性上の問題がないと決定された場合、CMT は特に対策はとらず、当人に通告を受理したと決定内容を忠告するにとどめる。懲罰委員会招集の必要がなくても、一定の再訓練や教育を受けるのが望ましいと CMT が決定する場合もある。

決定を受けた者は即座に文面による表明を行う権利を有し、また後日再度不正行為の通告を受けたときも同権利は留保される。また CMT は2度目の報告を受理する際に先の提出文書の事実を考慮する権利を留保する。

通告内容において柔道の場合での個人の適性が問題になっていると判明した場合、CMT は下記の通り手続きを進める。

- ・被疑者に通告を受理した旨を伝え、関連した懲罰委員会での聴聞、法的処置または雇用上の処置等の CMT が知っている情報を通知する。CMT は、調査が続く間被疑者の任務を仮停止する決定があったかどうかを報告する。また、必要に応じて地域、クラブ、関連組織に報告する。
- ・被疑者は文面による説明の提出を求められる。本人が願えば、当人を知る者の表明、照会や証言を付記できる。
- ・調査中に一時停職が必要かどうか決めるが、二人以上の CMT メンバーと検討した上で行う。結果は CMT が被疑者に伝える。

対話や説明に懸念の要因がない場合、それ以上の行動は取られない。事案によって、コーチングの練習が不十分であることが示された場合は、BJA のテクニカル／コーチングのスタッフが研修を促進する可能性がある。

守秘義務 原文 p.47

申し立てが行われると関係者全員の秘密が守られるようあらゆる努力をする。

情報は知る必要のある者にのみ伝えられる。

すなわち下記の者が含まれる。

- ・ CMT メンバー
- ・ 虐待を受けたとされている者の保護者
- ・ 申し立てをした者
- ・ 児童ソーシャルケア、警察
- ・ イギリス柔道連盟内の担当役員、法律顧問など。
- ・ 嫌疑の掛かった違反者（違反者が子供の場合は保護者）

情報はイギリス柔道連盟（BJA）本部中心に保管され、（必要な場合にはスコットランド柔道連盟本部保管）指定された者だけがアクセスできる安全な場所に保存される。1984 年情報保護法令に沿って、情報は正確を期し、定期的に更新され、関連性のあるものが安全に確保される。

違反者の記録

英国各柔道連盟は懲戒処分、禁止処分、制約又は警告を受けた違反者の極秘記録を保存する。

全関連組織、地域およびクラブは書面での依頼により、記録を調べてもらう権利を有する。記録へのアクセスは指定された者に限られる。（CMT のメンバー）。

英国柔道連盟は児童を担当するには不適任とされた人物の詳細を児童保護法リスト(DBS)(スコットランドでは児童保護スコットランド法リスト)に加えるべきか検討してもらうため、回付する。

責任

英国柔道連盟は告発した側、告発を受けた側、いずれの側が要した手数料、諸経費の負担責任を一切負わない。いずれの側による損害や苦痛への賠償金を支払う義務はない。

保護者への助言

良いコーチは指導する選手達と強力な信頼関係を築いており、コーチと選手の関係が成功するために信頼関係は不可欠である。

しかし、保護者として次のことをチェックしてほしい：

- ・クラブ/組織が児童保護方針を発表しており、児童と参加者が被害から保護されている。
- ・心配を伝えることができる手続きがあり福祉担当官がいる。
- ・コーチとボランティアは慎重に採用され、適切な資質を持っている。責任者であるコーチは最低レベル2の資格があるコーチである。
- ・コーチは、子ども達と仕事をする適性が評価されているか。
- ・子ども達と障害者の体に直接触れるケアのための適切な手続きがあるか。例えばトイレ使用時の介助手順、その監督など。
- ・クラブはスタッフやボランティアに定期的に研修を行うか。
- ・イベントへの旅行準備のためにルールがあるか。
- ・保護者は見学や参加することを制限されていないか。子ども達に練習の話をするように奨励し、子ども達が状況に不満がある場合、それを伝える方法がわかっているようにする。
- ・練習を参観し、他の保護者と話をする。子ども達は満足しているか。平等に参加し、活動を行っているか？保護者は子ども達に練習に出席するように促さないといけないか、または練習を楽しみにしているか。
- ・入門時に十分な情報が子どもと保護者に提供されているか。児童保護を含む追加の情報が掲載される掲示板があるか。

《前歴開示および前歴者就業制限機構（DBS）/スコットランド前歴者開示（DS）の調査結果また法定機関からの報告書の取り扱いに関する手続き》

（訳者注：原文は p.48 であるが、ここに記されるべき内容である）

前歴開示調査で前歴違反が出た、または法定機関等から報告・情報が送付された場合、次の手続きが行われる。

児童保護リードオフィサーは情報をまとめ、児童保護ケース・マネージメント・チームに提示する。その情報には、法定機関からの情報や柔道に関する一般情報（賞状、柔道の参加期間、クラブ参加、柔道機関から受けた懲戒処分）が含まれる。

児童保護ケース・マネージメント・チームは以下の決定から一つを選ぶ：

- ・追加情報は求めない — 決定手続きが終了し、記録される
- ・前歴開示の対象者または法定機関から追加情報を求める。

追加情報が入手されると児童保護ケース・マネージメント・チームは対象者とリスク評価の面接を行う必要があるかどうか決定する。

面接が必要な場合はケース・マネージメント・チームのメンバー二人が行う。

追加情報が集められ(必要な場合)面接が行われると、児童保護ケース・マネージメント・チームは制約または処分を行うかどうか判断する。

指名された理事会メンバーが書類を見て児童保護ケース・マネージメント・チームの推薦を承認または拒否する。指名された理事会メンバーは決定前に児童保護ケース・マネージメント・チームに対し追加情報を求めることもできる。

不服申立て 原文 p.49

告発を受けた者は、委員会から通知を受けた日から7日以内にイギリス柔道連盟の最高執行責任者宛に、書面で、不服申立ての根拠を明記した上で申立てを行う。(住所: The Chief Executive, The British Judo Association, Suite B – Technology Park, Epinal Way, Soughborough LE11 3GE) 手数料 50 ポンドを申立書に添える。不服申立てが認められた際には手数料は還付される。特殊な事情により申立てが否認された場合でも委員会は状況に応じて手数料の全額もしくは一部返金できる。

柔道連盟の会長または副会長は不服申立てに適切な根拠があるか予め判断し、根拠が不十分であれば不服申立てを棄却する。

不服申立ての根拠

- ・処罰が対象行為に対して厳しすぎる。
- ・新しい関連情報がある。

- ・適切な手続きに従わなかった。

幹部の承認

理事会が指名した理事は児童保護ケース・マネージメント・チームが準備した書類の検討を理事会の代表としてまず行う。柔道連盟の会長または副会長が全ての申立てを審査する。

指名された理事が不在のときは柔道連盟の副会長が初回の検討を行い、会長が審査する。

BJA が追加の面接または調査を行わない状況

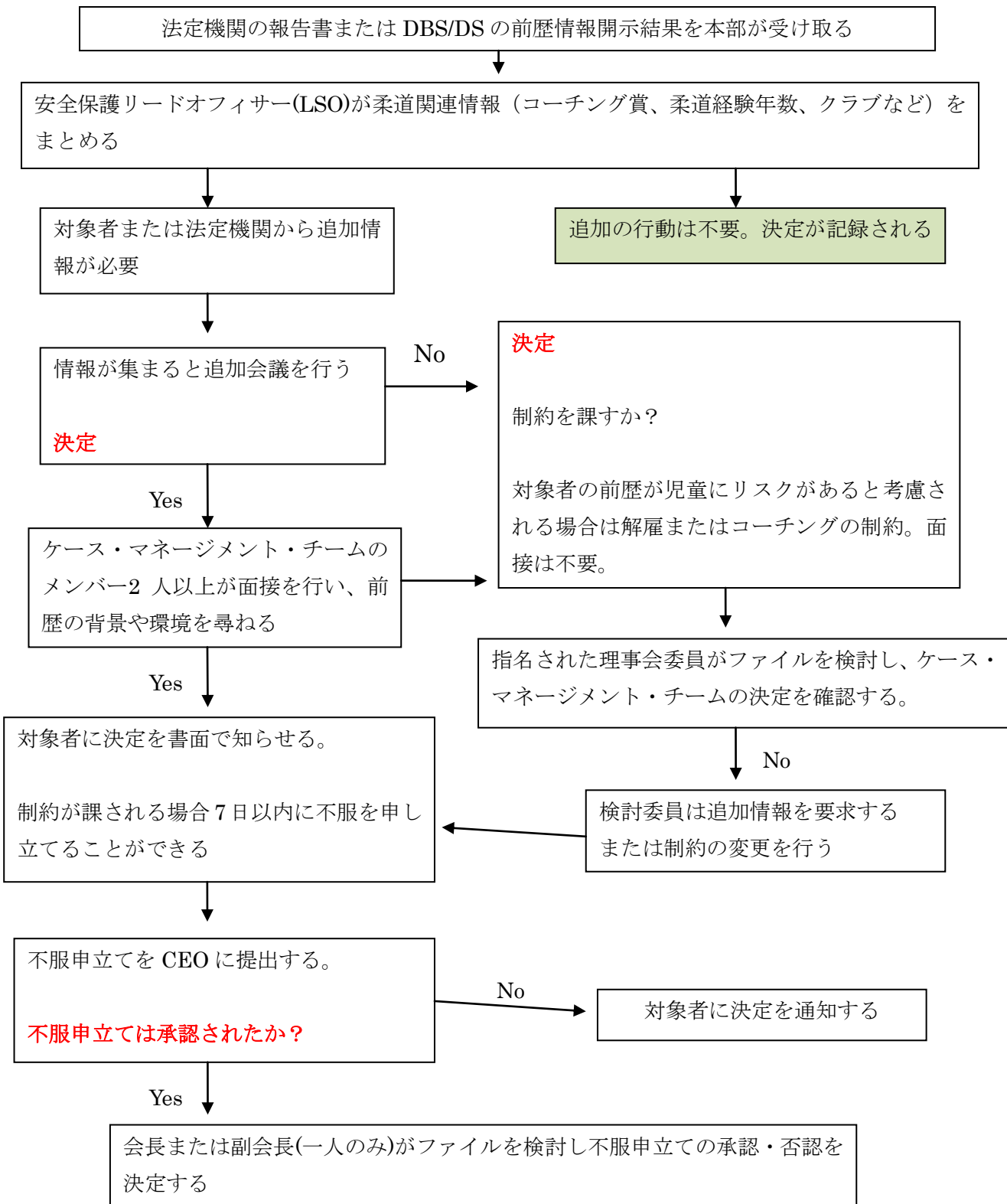
BJA が法定機関の報告に従って判断することは妥当である。その場合、法定機関は完全に中立の立場である。児童保護の専門家たちが調査を行い、被疑者は法定代理人の支援を得て申立てに対応する機会が与えられている。

法定機関がそのようにして明白な結論に達した場合、BJA は自分で調査は行わず法定機関の報告、結論または推薦に基づいてリスク評価を行うことがある。

被疑者は BJA の下した決定に対し、本文書に記載されている不服申立て手続きを使い不服申立てを行うことができる。

前歴情報開示結果と法定機関からの報告書に対応するための手続き

原文 p.50



《ボランティアと職員の採用》 原文 p.51

他の多くのスポーツと同様に、柔道に於いても何千人ものボランティアがいないと、柔道クラブの経営、行事や活動の運営が順調に進まず、柔道は存在できない。柔道が求める様々な役割を適切にこなせる人々を私達は奨励していかなければならない。上手に運営される友好的なクラブは、ボランティアをより多く確保できるだろう。

しかし、子ども達の身体に接触する機会や虐待するためのチャンスを探めて子ども達と働こうとする志の低い大人を見過ごしてはいけない。不適切な人たちが子どもや青少年を対象に働かないようあらゆる策を取る必要がある。柔道指導に適していない人々、とくに児童、障害者に接してほしくない人々を排除するためには健全な採用・選考手続きが必要である。

適正な選考基準があれば、ある人が柔道指導に適しているかを評価できる一つの効果的な方法となり、特に虐待を起こしうる人を阻止できる。パートタイム雇用だから、有給の雇用だから、長い年月仕事をしてきたから、または友人の友人だから、などの条件があっても、その人が「子ども達を虐待しない」ことにはならない。有給または無給、フルタイムまたはパートタイムの職員やボランティアを採用する時は、同じ採用・選考手続きを毎回一貫して使うべきである。

前歴開示および前歴者就業制限機構(DBS)は、DBS 特別開示によって誰を合法的にチェックできるかガイダンスを示している。規制の対象となる職は：

1. 通常の業務として（有給または無給で）18歳未満の人たちのケア、練習、監督、単独で責任を持って見る、などを行う人。
2. 子ども達にサービスを提供する組織の「重要人物」である人。

柔道クラブで明らかに規制の対象となる仕事は、監督や子ども達の活動を指導・監視するコーチ/ボランティアまたはクラブ児童福祉オフィサー(CWO)などの児童の安全の責任者たちである。

募集

- ・ 主要な任務に焦点をあてた職務記述または役割のプロフィールを作る。
- ・ 求められるスキルと経験を定める。
- ・ 求めたい資質を定める。
- ・ クラブの目的を特定する。
- ・ 児童保護と機会均等に対するクラブの前向きな姿勢を示す。
- ・ 応募書類を使って各応募者の情報を集める。
- ・ 応募者の身分を確認するために、パスポートや運転免許証など身分証明の文書を求める。
- ・ 求めているポストは特別開示（犯罪歴など）の対象であることを明確に記す。

BJA またはスコットランド柔道連盟が調査する。

役割や職務の記述例はこのサイトを参照：www.britishjudo.org.uk/coaches-and-volunteers-clubmark

面接 原文 p.52

- ・採用を決定する前に応募者全員を面接する。
- ・担当者が二人以上同席すること。

面接を行うことで応募者の書類に書かれた情報をさらに詳しく調べ、職務経歴に欠けている情報を明らかにする。面接者の質問は前もって準備し、応募者が自分の経験を述べ、いろいろな状況にどう対処するか例をあげて説明できる機会を与える。

応募者の技術的な能力を見極めることは重要であり、さらに子ども達の福祉に対する姿勢と責任感を知ることにも必要である。これらの情報を知るために使える質問の例を次に述べる。

- ・児童や青少年を対象に仕事をした経験について話してほしい。
- ・具体的事例をあげて応募者にどう対応するか尋ねる。例えば「冬の夕方、練習は終わった。保護者はまだ子どもを迎えに来ていない。あなたはどうか？」
応募者が「子どもと一緒に残って保護者と連絡をとろうとする」と答えることを期待している。
- ・児童や青少年を対象に仕事をするあなたの適性に影響を与えることを知りたい。
- ・児童や青少年を対象に仕事をするとき、問題を抱えた（苦しんでいる）子どもを扱った例はあるか。

推薦状

応募者と親戚関係ではない人から少なくとも2通の推薦状を求める。

1通は応募者の職場に関連したもの、そして可能ならもう1通はスポーツ、特に子どもの柔道に応募者が関わっていたことを示す推薦状が好ましい。

採用が決定される前に推薦状に関する追跡調査をする。

推薦状に懸念がある場合はあなたの柔道組織の児童保護オフィサーに助言と指示を求めてほしい。

口頭の推薦もまったく問題ないが、受け取った情報は記録すべきである。

採用の前に柔道クラブはBJAと連絡を取り、応募者がBJAで懲戒手続きを受けて処分や制約措置が課せられていないか調べる。そうであった場合、その人は柔道で責任ある地位には就けない。

スタッフとボランティアの任命 原文 p.53

柔道クラブは示された情報、身元確認、推薦状の情報、BJAのDBS特別開示(スコットランド柔道連盟はDBSS特別開示(PVG)スコットランド)の調査結果をすべて考慮する必要がある。この情報と面接・ミーティングでの結果を合わせて考慮し、応募者をそのクラブで採用するかどうか決定する。

採用前の確認事項

- ・どのような資格でも実証化しなければならない。例えば指導証明書は複写を請求する。
- ・各柔道クラブが 2006 年社会的弱者保護法（スコットランドでは 2003 年児童保護法）に準拠していること。
- ・各クラブで児童と社会的弱者を対象に仕事をしているすべての人々が DBS 特別開示調査（スコットランドでは特別開示スコットランド調査）を終了しており、さらに独立安全保護局のチェックも行ってほしい。BJA/スコットランド柔道連盟は各柔道クラブが存在している地域の法律に準拠できるように支援を行うことが可能である。

採用後の決定

新しいボランティアの採用が決まると、次の行動が必要になる。

- ・新しいボランティアはクラブの児童保護方針・手続き、ベストプラクティス（最適な取り組み）のガイドライン、行動規範を理解し署名をする。
- ・訓練のニーズを設定し実行する。
- ・新しいボランティアの役割と責任に署名をする。
- ・新しいボランティアを支援するために監督期間または指導期間を設定する。
- ・英国スポーツコーチ児童安全保護(SPC)ワークショップを修了する。

これは一般的なスポーツコーチ・ワークショップでもよいが、出来れば BJA/JS/NIJG/WJA が運営する柔道に特定した児童の安全保護ワークショップが好ましい。

BJA はオンラインの児童保護講座は受け付けないことを了承してほしい。

BJA の DBS 方針と手続きに関する詳細情報は、BJA ウェブサイトの DBS に関するページを参照。

<http://www.britishjudo.org.uk/disclosure-and-barring-service>.

情報の保存 原文 p,54

応募者から得た情報の機密性と安全な保存に関しては各クラブで有効な仕組みを持つ必要がある。その仕組みには次のことが含まれる。

- ・施錠があるロッカーに保存する。
- ・特定の役割と責任を持った権限がある人のみに情報アクセスが限定される。

採用が決まったら以下のものをその人が採用時の地位にいる限り保存する。

- ・応募書類のコピー
- ・ID（身分証明書）を証明するもの
- ・推薦状のコピー
- ・医療健康調査を行った場合は結果のコピー
- ・情報の特別開示が行われ採用が決定した場合は、特別開示の記録は保存せず、採用決定後に申請に返す。

このデータの保存は1988年データ保存法で規定されている。法律の詳細に関しては Information Commissioner (情報委員) に連絡を取るようにする。詳しくは <http://www.ico.org.uk/>

適切な人材のチェックリスト

子ども達の安全保護を担当する人を任命する場合、適切なタイプの人材を任命することが重要である。その場合次の項目のチェックを行い、その人が役割に適していることを確認する。

必須基準

- ・柔道における児童安全保護ワークショップおよび NSPCC クラブ福祉オフィサー傾聴ワークショップに出席している。(応募者の他の基準が満たされている場合は2つのワークショップを着任3か月以内に完了する条件で任命できる。)
- ・安全で前向きな環境の中で子ども達が柔道を楽しめることを確約する。
- ・求められた情報の照会を行える。
- ・成人と子どもを扱う仕事で DBS 特別調査を完了している (スコットランドでは特別調査スコットランド)。BJA/スコットランド柔道連盟によるチェックが行なわれ、結果が受容されている。

問題をおこした経歴があっても、子ども達を対象にした仕事から自動的に外されるわけではない。それぞれの事例は是々非々で対応する。58 ページ (原文 p.60) に犯罪経験者に関する方針の詳細が載っている。

- ・技術や知識を向上させる意欲。
- ・子ども達を対象に仕事をした過去の経験。
- ・「平等な機会」に関する知識と前向きな姿勢。
- ・すべての子ども達と人々を平等に扱う。
- ・肉体的な健康 — 仕事をこなすために必要。
- ・精神的な安定、誠実さ、柔軟性。

望ましい基準 原文 p.55

- ・児童保護問題の知識がある。
- ・児童保護法の知識がある。
- ・必要な柔道の知識・理解がある。
- ・任命された人はその組織の児童保護の責任を持つ人である。

例えば：

- ・BJA/JS/NIJF/WJA では国レベルでの担当者は児童保護リードオフィサー (Lead Child Protection Officer) である。
- ・クラブではクラブ福祉オフィサーである。
- ・訓練キャンプでは担当者はキャンプ/訓練福祉オフィサーまたはキャンプ・マネージャー。
- ・関心のある人が児童保護問題または法律の知識を持っていない場合、柔道を対象としたクラブ福祉オ

フィサー用「児童の安全と保護」のワークショップおよびクラブ福祉オフィサー用「傾聴」(Time to Listen) ワークショップに参加できる。

注：子ども達を対象にした仕事に適していないと考えられる場合、応募は拒否されるべきである。

柔道クラブの福祉オフィサー (CWO)

英国の柔道組織は加盟クラブに福祉オフィサー(CWO)を置くように奨励している。

現在は義務ではないが (Club Mark を取得しようとするクラブは除く) 2009 年にこれを見直し、CWO を義務化する日を定める計画である。

各柔道クラブが CWO として求める人物の水準とタイプについて BJA はかなり高い基準を設けている。従ってこのプロジェクトは短期間では完了しないと BJA は考えている。

CWO の職務と必要な能力については付録 6 を参照。

CWO は各クラブの運営委員会に所属し、安全保護がクラブに定着していることを確認する。

またクラブ全体にベストプラクティスを浸透させ、クラブの基準に照らして問題がある場合は中心となって対応する。懸念が大きい問題は BJA の安全保護リードオフィサーまたは安全保護アシスタントに連絡する。

懸念事案の機密性は厳密に「必知事項」(need to know) とする。

CWO には次のことが求められる。

- ・クラブの運営委員会で子ども達を代弁する。
- ・組織のリードオフィサーが誰か、どのようにして接触するか知っている。
- ・クラブ児童の保護の問題や深刻な不適切行為 (または不適切行為の再犯) があつた場合は安全保護/児童保護リードオフィサーに連絡する。
- ・BJA/JS/NIJF/WJA の LCPO に連絡が取れない、または緊急性の高い児童保護の問題がある場合は、NSPCC の Helpline (スコットランドは Children 1st) の助言を求める。
- ・緊急時にはその地域の児童ソーシャルケア (スコットランドは児童社会サービス) または警察の助言を求める。
- ・柔道クラブでは必ず BJA の「児童保護方針」を検討し実行する。旅行・トーナメント・画像の使用などのベストプラクティス (最適な取り組み) がその中に含まれる。
- ・ボランティアを募集する時は「BJA の児童保護とベストプラクティス指針」を利用し、推薦は必ず要求して追跡調査する。
- ・主要なボランティアとコーチは全員 BJA による DBS 特別開示調査、または J S による特別開示スコットランドの調査を受ける。
- ・児童保護とベストプラクティスの教育プログラムがもたらす恩恵を支援し促進する。

BJA 地域(Area)の児童保護オフィサー 原文 p.56

現在は BJA には Area の児童保護オフィサーはいないが、数年後にこのレベルの保護官を採用したいと考えている。BJA の有給スタッフとボランティアで構成される。

優れた取組み (Good Practice) 一正しく行う

各柔道クラブは児童保護方針を持つ必要がある。児童保護方針が効果的であるためにはクラブの会員が方針の意味とそれが日常の柔道でどう実践されるかを知らなければならない。

児童保護方針は、上手に運営されている効果的なクラブの基盤である。

BJA 児童保護方針に署名し、下記の主要方針と手続きを実行すれば、ベストプラクティス（最適な取り組み）は当たり前のことになる。

方針のリスト

- ・児童保護方針声明書
- ・選考・採用の方針
- ・不正告発の方針
- ・保健・安全の方針（付録 4 を参照）
- ・平等に関する方針
- ・コーチ、選手、役員、保護者の行動規範

柔道クラブの児童や青少年が作った柔道規則は大人が作った規則より効力と意義が大きいことが証明されている。これを達成するひとつの方法として、練習を一度変えてみてはどうか。

子ども達に 30 分与えて自分たちの柔道規則を書いてもらう。開始時には指導が必要かもしれないが、本質的には子ども達の方針である。A 2 用紙にそれを書き、道場の壁に貼る。子ども達は全員署名し、新入会員は参加時に署名する。道場に空いた場所がある場合、保護者、役員、コーチのための同様の規則集を作ればクラブで互いの行動に関する公的な声明ができあがる。

手続きのリスト 原文 p.57

- ・指名されたクラブ福祉オフィサーがいる
- ・児童・青少年の福祉に関する懸念を報告するための手続き
- ・苦情と懲戒手続き（付録 8 と 5）
- ・選手と保護者の同意を得るための仕組み（付録 2 を参照）
- ・若い人たちが意見を述べて聞いてもらうための場
- ・保護者、選手のための情報
- ・今のクラブ会員や将来の会員を含むより大きな地域の組織（年齢、性別、障害、民族を代表する組織）の代表
- ・旅行や宿泊滞在の手続き（p.32～36 原文 p.33～37 参照）

募集活動と選考の手続きで、応募者を審査する手続きは子ども達をコーチや運営者の虐待から守るため

のひとつの方法に過ぎない。

- ・スタッフとボランティアに対して適切な研修を行い、自分達が虐待する状況に陥る可能性があることを理解し敏感になるようにする。

ボランティアの入門研修 原文 p.58

ボランティア全員を BJA の児童保護方針・手続きを理解してもらうのは大変な仕事である。BJA はこの導入プロセスの展開にある戦略を作った。

BJA による研修のための全国手続き:

展開方法：短いプレゼンテーションを以下の人たちに行う

- ・ BJA 採用の全国レベルのスタッフ（有給または無給）で子ども達に直接的接触がない、または子ども達に関する意思決定権限がない人達。
- ・ 監督された状況のもとで児童と接触がある臨時ボランティア（例：全国大会またはワールドカップの担当者—全国レベルで子ども達を直接監督するボランティアは含まれない。）
- ・ 審判、競技の役員、審査官の資格を得ようとしている人
- ・ BJA 委員会メンバー
- ・ 新しい BJA 理事会メンバー/スコットランドはスコットランド柔道連盟理事会メンバー

展開方法：ワークショップに参加（児童保護に関して）

- ・ 児童と重要又は持続的な接触がある全職員、または児童や方針に対して意思決定を行う権限がある全職員（例：LSO=安全保護リードオフィサー）
- ・ 児童と重要又は持続的な接触がある全国レベルのボランティア（特定の大会、キャンプ訓練コースで子ども達の監督を行うボランティアなど）。これらのボランティアは資格のあるコーチや福祉オフィサーなど既存の児童を担当するスタッフから選択されるであろう。

保護者が上記の役割につくこともあった。その場合は短いプレゼンテーションが導入研修に使われた。

- ・ すべての新しい BJA の理事（スコットランドではスコットランド柔道連盟の理事）。
- ・ BJA の CEO（最高執行責任者）（スコットランドではスコットランド柔道連の際高執行者）
- ・ 有資格のコーチになろうとしている人
- ・ クラブ（または地域の）福祉オフィサーに任命されたいと考えている人
（クラブ福祉オフィサーとシニアコーチは傾聴(Time to Listen)ワークショップへの出席が求められる）

クラブ福祉オフィサーは情報パッケージで研修を行う (原文 p.59)

クラブ福祉オフィサーは「BJA 児童保護方針・手続き」の研修が誰に必要か自分で率先して決めるように要請される。

しかし BJA は次の人たちには必要だと助言したい。

- ・ ボランティアの運転手
- ・ ボランティアのビデオ・写真担当者
- ・ 練習ヘルパー — コーチになることを考えているかもしれないが、BJA にはまだ注目されておらず、コーチになるための正式な手続きを始めている。
- ・ 売店、支援コーナーのボランティア

誰に研修が必要か考えるとき BJA は次のアドバイスを提示する

子どもの視点で考える — クラブの中で子ども達が役員として見るのは誰か。「コーチの為に出席をとる単純な仕事をする人」も含まれるかもしれない。

CWO は基本的な研修パッケージを与えられ、傾聴 (Time to Listen) ワークショップでこれを使ってどのように研修を管理するか訓練される。

パッケージにはボランティア用に次の情報が入っている：

- ・ スポーツにおける児童保護の基本的情報
- ・ BJA の児童保護方針・手続き (印刷物または CD-Rom)
- ・ CWO 登録用紙
- ・ CWO の職務説明書

《前科がある人の採用に関する BJA 方針》 原文 p.60

前科者の採用

前科があるスタッフやボランティアがこの組織の有給または無給の仕事に応募したときに、公正で一貫性がある手続きを採用判断に対して取ることがこの方針の目的である。

対象となる仕事は、子ども、青少年または成人弱者と継続的にまたは集中して接触する活動である。

イギリス柔道連盟（BJA）は組織内のすべての仕事を希望する者を公正に扱い、犯罪や他の関連情報の開示結果に基づいた差別は行わない。

前科があっても児童・成人弱者を扱う仕事やボランティアに全く採用しないわけではない。しかし求職者の前科またはそれに関連した情報が、応募する仕事に対して重要な関わりがあるときにはその仕事に採用しない。

応募者が前科または前科関連情報を開示し、それが応募する仕事に関わりがあるかどうかを明確に評価できる採用方針を BJA は実施している。

適切な応募者が採用されるよう、また応募者の前科や前科関連情報が、対象となる仕事に関連しているか適切に判断するために、BJA は以下の採用ツールを使用する：

- ・ 申請書
- ・ 推薦書
- ・ リスク評価面接
- ・ DBS 特別開示証明書
- ・ 申請書の犯罪歴欄

イギリス柔道連盟の採用方針として採用の最後の段階、採用決定時に適切なレベルの前歴開示証明書を求める。

子どもや成人弱者に多く接触する仕事への応募者には特別開示を求めている。定期的に子どもや成人弱者のケアをする、監督する、または子ども・青少年・成人弱者の管理責任者である人などである。BJA ではコーチとクラブ福祉オフィサー(CWO)が含まれる。

申請書

標準的な前歴開示または特別開示が必要な場合、申込書、求人情報、その職に関するその他の情報に明白に記載する。

全ての応募者は申請書を提出する。仕事によっては面接と二人の保証人が求められる場合がある。

付録目次 原文 p.61

付録 1	挑発的な行動の管理	p. 61	原文 p. 62
付録 2	写真と画像の発表	p. 65	原文 p. 66
付録 2 a	写真と画像の使用のための同意書見本	p. 67	原文 p. 69
	保護者同意書	p. 69	原文 p. 70
付録 2 b	イベントのビデオ/写真利用登録用紙	p. 70	原文 p. 71
付録 3	イギリス柔道連盟児童保護事件の報告書式	p. 71	原文 p. 72
付録 4	健康および安全ガイダンス	p. 74	原文 p. 75
付録 5	クラブ苦情手続き	p. 75	原文 p. 77
付録 6	クラブ福祉オフィサー(CWO)	p. 77	原文 p. 78
付録 7	学校での柔道	p. 80	原文 p. 81
付録 8	BJA 保護に関する懲戒審問	p. 87	原文 p. 88
付録 9	用語解説	p. 91	原文 p. 92
付録 1 0	法律	p. 92	原文 p. 96
付録 1 1	審判・スタッフの行動規範	p. 93	原文 p. 98
	コーチの行動規範	p. 94	原文 p. 100
	保護者の行動規範	p. 98	原文 p. 104
付録 1 2	E-セーフティ	p. 99	原文 p. 105
付録 1 3	連絡先	p. 101	原文 p. 108

挑発的な行動の管理ガイドライン

子ども達とスポーツ活動を行うスタッフやボランティアは、子どもの挑発的な行動に向き合わなければならない時がある。

このガイドラインは、良い行動を促進することを目指し、子ども達が自分で行動を管理できるよう支援することを目的にしている。

またガイドラインは、スタッフやボランティアが使って良い方策や制裁措置を提案し、行ってはいけない制裁を示す。

ガイドラインには子ども達の考えや提案も含まれている。

ガイドラインは次の原則に基づいている。

- ・子どもの福祉が最優先である。
- ・柔道活動に関わる全ての人に(子ども達、コーチ/ボランティア、保護者を含む)、要求される行動基準が示され、また容認出来ない行動に対してクラブや組織が行う対応の過程が示される。
- ・子ども達は、有害で、虐待的、屈辱的または下品な扱いは決して受けてはならない。
- ・特殊な事情、例えば医学的・心理的状态により挑発的な行動をとる子ども達がいる。病気や精神状態の結果として挑戦的な行動をとる子ども達がいる。そのためコーチは具体的なまたは追加のガイダンスが必要かもしれない。活動の計画を立てる時にこのようなニーズや他の特別なニーズについて保護者や子どもと話し合い、適切なアプローチに同意を得る。必要なら追加の支援を児童ソーシャルケアなど外部機関から受けるようにする。
- ・スポーツはすべての子ども達や青少年の人生経験や成果に多大な貢献ができる。どの子の参加も支援すべきだが、他の子ども達の安全が保てない特別な場合のみ、その子をクラブの活動から除外する。

活動計画

良いコーチングの実践にはグループ全体のセッション計画が必要であるが、そのグループ内の個々の選手のニーズも考慮に入れなければならない。セッション計画の一部として、コーチはグループのメンバーの誰かが過去において、活動や他の参加者、周囲の状況に関してトラブルがあったか、また将来ありそうかよく考えなければならない。

スタッフやボランティアがリスクに気付いた場合は、セッション、イベント、または活動が行われる前に、そのリスクを管理する方策について合意が出来ていなければならない。挑発的な行動に充分対処し、グループメンバーやスタッフ・ボランティアを守って、セッションを安全に管理し支援していく。そのために大人が何人必要か決めておくことが必要だ。

追加的な管理や専門家の見解や支援が必要な子どもたちのニーズ・行動については、保護者、また必要に応じ青少年も加わって話し合うべきである。子どもや青少年が安全に参加できるようサポートするため、クラブは保護者、そして必要ならば外部機関とも連携して取り組まねばならない。

容認できる行動及び容認できない行動の合意 原文 p. 63

スタッフ、ボランティア、子ども達、青少年そして保護者は、何が容認できて何が容認できない行動なのか(行為規範)、そして容認できない行動に対して適用される制裁の範囲について、合意声明の作成を行うべきだ。これはシーズンの始め、遠征の前または宿泊キャンプでの歓迎セッションの一部として行うことができる。

行動と管理の問題は、定期的にスタッフ、ボランティア、保護者そして子ども達と、「権利と責任」という視点で話し合う。子ども達がグループとして、活動に参加するための基準を作成するよう求められると、クラブ内の大人から押し付けられた規則より、グループの賛同を得て理にかなった実用的な「規則」を作り出す傾向がある。このような規範が作成された時には、グループの各メンバーは署名をし、新しいメンバーは加入時にそれに署名をする。

挑発的な行動の管理

挑発的な行動に対応する際には、対応が常に行動に釣り合ったもので、できるだけ早く実行され、子どもと保護者に十分説明されなければならない。好ましくない行動や挑発的な行動を示す子ども達に対応する際には、スタッフやボランティアは次の選択肢を考えてほしい。

- ・ タイムアウト・・・グループや個人の活動から一定時間の活動禁止
- ・ 修理修復
- ・ 返却弁償
- ・ 行動強化・・・良い行動は褒め、好ましくない行動は責任を取らせる
- ・ 事態の改善・・・子どもと十分話し合う
- ・ スタッフ/ボランティアによる監督の強化
- ・ 問題を起こした子どもたちが、将来も継続的に参加できるように、その子と個人的な“契約”または取り決めをする
- ・ 制裁または処罰・・・例えば遠征に行かせない
- ・ 子どもの要求に適切に対応するために他の機関と連携して、より一層の専門家サポートを求める。例えば児童ソーシャルケアに照会してサポートを得る、その子どもに担当がいれば話し合う、管理の方法について子どもの学校と話をする、などである。(ただし子どもが危険に瀕している、保護が必要であるという場合を除き、保護者の同意が必ず必要である。)
- ・ 一時的あるいは永久脱会

子どもの行動管理の手段として次のことは決して許されない：

- ・ 体罰または体罰をするという脅し
- ・ 子どもへの話しかけや交流の拒絶
- ・ 食物、水を与えず、更衣室や洗面所などの利用禁止
- ・ 言葉による脅しやあざけり

スタッフとボランティアは頻繁な制裁が必要なすべての子どものニーズを再検討すべきだ。

再検討には子ども、保護者が加わり、場合によっては子どもと家族をサポートしサービスを提供する

人々も加わって、子どもの今後の参加について十分な情報に基づいた決定がなされるようにする。最後の手段として、子どもが自身自分や他者に大きなリスクや危険を及ぼし続けるなら、その子どもグループやクラブの活動から一時的に参加停止あるいは除外される可能性がある。

身体的介入 原文 p. 64

身体的介入は、子どもが自分や他者を傷つける、または物品を破壊するなど絶対に必要な場合を除き、常に避けなければならない。どのような形態の身体的介入も挑発的行動をコントロールする幅広いアプローチの一部でしかない。

ある行為を防ぐための身体接触は常に意識的な意思決定の結果であるべきで、リアクションであってはならない。身体的介入をする前に、スタッフやボランティアは「これは状況を管理して安全を確保するための唯一の選択肢だろうか」と自分に問いかけるべきだ。もし、子ども/青少年に身体的介入をしなければならぬ時は、子ども達を怪我させないために、必要最小限の制止で、他のすべての方策を尽くした後にのみ使われることが適切な行動である。このような場合には、子ども達や青少年が介入の理由を理解して受け入れることが調査からわかっている。

次のことを常に考えなければならない：

- ・ 臀部、性器、胸への接触は避ける。スタッフ/ボランティアは性的だと思われかねない行動をしてはならない。
- ・ どのような形の身体的介入も、懸念される行動を起こした子どもにとって最善の効果を出す必要がある。
- ・ スタッフやボランティアは状況を考え、身体的介入をしなかった場合のリスクと身体的介入をした場合のリスクを比較する。
- ・ 身体的介入の程度や内容は、生徒の行動と予想される危害/損傷に常に釣り合ったものであるべきだ。
- ・ あらゆる形態の身体的介入はほどよい力加減でのみ行われなければならない。すなわち人への危害や物への重大な損傷を防ぐのに必要な最小限の力を最短時間行使する。
- ・ スタッフ/ボランティアは、子ども達や自分達を不当なリスクにさらすような身体的介入は決してしてはならない。
- ・ スタッフ/ボランティアは、決して罰として身体的介入を行ってはならない。
- ・ 身体的介入には、**意図的に苦痛を与えることが含まれてはならない。**
- ・ 子ども達に身体的介入を必要としそうなニーズや行動があると判断された時には、保護者と話し合い、必要な場合は外部機関(例えば児童ソーシャルケア)からの助言を求め、あるいは連携して、子どもや若者に安全に行えるようにサポートする。これには相応の訓練を受けたサポートワーカー/ボランティアを要請したり、身体的介入時のスタッフ/ボランティアのトレーニングを利用したりすることが含まれる。

身体的介入を行ったときは、そのあと出来るだけ早く、関係するスタッフ/ボランティアが事故報告書用紙を使って記録し、クラブ福祉/児童保護オフィサーに提出する。

子どもの視点 原文 p. 65

身体的介入が強い感情を引き起こすことは子ども達や青少年の話から明らかである。子ども達はおそらく肉体的にも感情的にも傷ついたままだろう。直接その状況にかかわっていない子どもでさえ、自分にも将来起こるだろうと怯え、また他の子どもたちに起きたことを見て動揺しているかもしれない。

身体的介入が行われた後には必ずスタッフ/ボランティア、子どもと保護者に素早く報告を行う。関係者の健康と感情が安定していることを確認し、必要なら継続的支援を提供する。スタッフ/ボランティア、子ども達や保護者は、静かで安全な環境で、何が起きたか話し合う機会を与えられなければならない。子どものニーズについて、またグループや活動へ引き続き安全に参加できるように、その子どもおよび保護者と話し合うことも必要である。

スタッフとボランティアが挑発的行動の管理に関する組織/クラブのガイダンスを理解し、介入のやり方や実行の指針がはっきりわかっているようにすることが重要だ。

挑発的行動管理の方針

まとめとして、子ども達や青少年をケアする義務のある組織は、挑発的行動管理についての方針や手続きを作成し実行するか、またはこれを自分達の児童保護方針に組み込むようにする。

そこには以下のことをはっきり提示しなければならない。

- ・スタッフ/ボランティアと参加者に求められる行動の基準。
- ・好ましくない行動に組織はどのように対応するか。
- ・「リスクの大きい行動」に組織はどのように対応するのか。
これは子どもや若者に、いつスタッフが挑発的行動を止めるために介入するかというメッセージを伝え、さらにトラブルを避ける為の選択肢（例えばタイムアウトつまり一定時間の隔離）について説明する。
- ・子ども達が拘束される状況。子どもの拘束を行う決定は断固として子どもの安全に基づくものであり、決して罰として行なったり、指示に従わせるために行なってはならない。
- ・スタッフ/ボランティアが利用出来るガイダンス、情報、またはトレーニング。
特に挑発的行動を示す子どもがクラブの活動に参加できるようサポートする場合に役立つもの。
- ・どのような場合に外部機関にサポートを要請するか、または懸念事項の対処で連絡を取るか。
例えば、児童福祉事務所、警察。
- ・挑発的行動への対応の後に何が起こるか。
各組織には子どもとスタッフの身体的および感情的安定を確認する仕組み、記録に関するガイダンス、誰に報告するか、また記録と監視のためのシステムが必要である。

この章は「スポーツに於ける安全な環境作り、スコットランド統括機関児童保護ガイドライン Creating a Safe Environment in Sport, Scottish Governing Bodies Child Protection Guidelines」(スポーツスコットランド/Children 1st) を基に作成されている。

付録 2 写真と画像の発表 原文 p.66

原則

イギリス柔道連盟は 18 歳未満の児童と青少年に安全な環境を提供して行きたい。

そのための重要な要素として、資料、マスコミ発表、インターネットなどで児童や青少年の画像が不適切に使用されないようあらゆる保護手段を取る必要がある。

主要な懸念事項

柔道のウェブサイトや他の出版物に児童・青少年の写真を掲載することには直接的・間接的なリスクがあり、懸念が生じている。ガイドラインに記されている原則に従い指針を実行すれば、写真や画像の撮影と保存に関して、児童・青少年を守るための最良の環境を備えることができる。

ガイドラインでは次の分野に焦点をあてる：

- ・ 児童・青少年の写真または記録画像の出版
- ・ 柔道イベントでの撮影機器の使用
- ・ 指導の補助としてビデオ機器を使用

そして以下の原則を採用する：

- ・ 柔道に参加する子ども達の利益と福祉が最重要である。
- ・ 子ども達の画像を撮影するか否か、またどのように画像が使われるかは保護者と子ども達に決定する権利がある。
- ・ 子ども達の画像撮影と使用に対して保護者と子ども達が書面で同意する。
- ・ 画像は柔道の最良の原理と姿、例えば公平さと楽しさを伝える。
- ・ 画像は決して性的であったり悪用されたりしないよう、また明らかな誤解・誤用の可能性がないように配慮をする。
- ・ 画像は正式に許可された人が撮影する。例えば特定イベントのために承認された人など。
- ・ 子ども達の画像は全て安全に保存される。
- ・ ウェブサイトで画像が使用される場合、詳細な情報があることで、虐待者になりうる人が子どもに接触しやすくなるよう特に気を付ける。

画像の発表－忘れてはならない簡単なルール (原文 p.67)

- ・ 選手と保護者が画像の撮影と使用の許可に書面で同意するよう求める。これで画像がそのスポーツを表すためにどう使用されるか認識できる。同意書がひとつの方法として使える。
- ・ 選手の氏名が使われる場合は写真の使用を避ける。
- ・ 写真が使われる場合は氏名を使用しない。児童・青少年の個人情報（メールアドレス、電話番号、住所など）は決して発表しない。
- ・ 適切な服を着た選手の画像のみ使用し（トラックスーツ、柔道着((Tシャツ/ショーツ/スカートも含む))、柔道着以外の服) 不適切な画像利用のリスクを避ける。

- ・特定の児童ではなく、活動に焦点を合わせるようにして、可能な場合には柔道に参加している様々な子ども達や青少年の写真を使用する。例えば：

- *男の子と女の子
- *少数民族の選手
- *障害がある子ども・青少年

画像に子ども達の柔道参加の良い面が反映されるようにする。(喜び、競争など)

柔道イベントにおける写真・映像撮影機器の使用

英国の各柔道連盟は、保護者または観客が競技中の選手の写真またはビデオ映像を撮影することを禁止したくない。しかし、スポーツ競技に来て子どもや青少年の不適切な写真やビデオ撮影をする人々がいるという証拠が出ている。全てのクラブや地域はこの可能性に注目し警戒をしてほしい。イベントの最中に懸念が生じた場合は、クラブ/地域の福祉オフィサーまたはトーナメントの主催者に報告してほしい。

イベントにカメラマンを採用しマスコミを招待している場合、カメラマン・記者は児童保護に関する主催者の考え、何を彼らに期待しているかを理解している必要がある。

以下のことを行う：

- ・選手と保護者にカメラマンがいることを伝え、写真や映像を撮影し公表することに関して同意書を提出してもらう。
- ・画像を撮られることに同意していない児童や青少年がいれば、マスコミのカメラマンがそれを認識できるようなシステムが導入されている。
- ・適切な写真内容や選手の行動を、カメラマンに明確に説明する。
- ・カメラマンには名札（IDカード）を渡し、常時身に着けているようにしてもらう。
- ・イベント中は監督なしに選手と接触させず、一対一の撮影も許可しない。
- ・撮影セッションをイベントの外や選手の家で行なわない。
- ・保護者や観客がイベントで写真やビデオ撮影をする場合は、主催者が何を望んでいるかを必ず知らせる。
- ・カメラ付き携帯も含め、イベント中に撮影機器を使用したい保護者と観客は登録してもらう。
- ・懸念や心配がある場合は組織委員会に報告できることを選手や観客に伝える。
- ・不適切で厚かましい撮影は福祉オフィサー、イベント組織委員に報告してもらい、児童保護の問題と同様に記録する。

プロのカメラマン／映像・ビデオのオペレーター 原文 p.68

イベントの記録を取る人は、記録する詳細と職業証明をイベント組織に提出し認定してもらう。

出来ればイベントの5日前に提出してほしい。

学生またはアマチュアの写真家・映像・ビデオオペレーターがイベントの記録を取りたい場合は、学生証かクラブ登録証と、イベント参加の動機、画像をどう使用する予定かを記したクラブや教育機関からの手紙を提出して認定を求める。

写真・映像・ビデオ機器を使用したい観客は、全員イベントの主催者に登録する。

認定手続き

個人の氏名、住所、クラブを記録するシステムを作る。専門職はイベントの開始前に登録し身分証明の詳細も記録する。出来ればイベント前に身分証明の発行者に詳細が正しいかチェックする。

登録に関して、イベント主催者は認定された者を識別できるように、認定当日に身分証明のラベルを発行することを考えるべきである。

不正な複製をさけるために、識別ラベルは各イベントごとに変更する必要がある。

イギリス柔道連盟は2008年に英国全体のビデオ・写真認定体制を開始した。BJAサイトのTournament Handbookを参照。

情報公開

写真・ビデオ・映像機器の登録に関する具体的詳細は、イベントのプログラムで目立つように公表し、イベントの開始前に公共システムで発表する。情報公開は全ての競技と昇級審査で行われる。

推奨される表現：

「BJAの『安全な着地 方針と手続き』Safelandings Policies & Proceduresに従い、ビデオ・写真撮影を希望する者は、事前にトーナメント管理デスクでスタッフに詳細を登録するよう求めます。」

登録用紙一付録 2A と 2B 原文 p.68

コーチングの補助として写真・映像機器を使用

コーチが指導を行うときにビデオが適切な補助となることを英国柔道連盟は認めており、この指導手段が子ども達のスポーツ技術の向上に役立つことを希望している。

各柔道連盟の方針は、写真やビデオの撮影者が不適切な画像を使用しないよう、子どもや障害者を守ることを目指している。

撮影者が画像を利用する場合には、児童と保護者が書面による同意を提出し、指導プログラムの一部であると理解していなければならない。画像は安全に保管されることを確認する。

ビデオ機器の利用とビデオ画像の保存に関する情報は、登録用紙の同意を求める部分に含むことができる。

- ・選手と保護者は、映像の目的が指導の補助であることを理解する。
子どもの映像・写真を撮影する前に保護者から書面による同意を得る。

同意書の見本一付録 2A 原文 69

- ・選手の不適切な映像が撮影されないように、クラブ福祉オフィサーともう1人責任ある大人がその場に居ること
- ・不適切に利用されないようにビデオ画像を安全に保管する。

ウェブサイト上の画像

スポーツのウェブサイト上で画像を使用する場合、子どもや障害者に直接危険が及ぶことが懸念されている。個人情報に伴う子ども達の写真、例えば「X君はY学校またはY柔道クラブのメンバーでバイオリン演奏が好き」と書いてあると、その子どもを特定できてしまう。このような追加情報は子どもにいたずらしようと企む人が利用できる。

さらに写真の内容は不適切に修正されて使われることがある。修正画像が児童ポルノのサイトに掲載された証拠がある。

英国の各柔道連盟は次のガイドラインを主張する：

- ・ 個人の氏名を写真に付記しない。簡単なルールは：
 - * 選手の氏名が出る時は写真を使わない。
 - * 写真が使われるときは氏名を載せない。
 - * グループ写真では子どもの危険度が減る。
- ・ 青少年の画像を使用するときは保護者の書面による同意を得る。そうすることで保護者が自分の子どもの写真が柔道のためにどのように使用されるか確認できる。
- ・ 選手に画像を使用してよいか許可を得る。それによって自分の画像がどのように柔道のために使われるか確認できる。

適切な服装の選手のみ対象とし、不適切な画像使用のリスクを減らす。

付録 2A 写真/ビデオ使用のための同意書サンプル 原文 p. 70

(保護者および子ども達)

〔(クラブまたは組織の名称を記入)〕はスポーツにおいて子ども達すべての福祉と安全の確保が必要であることを認識している。

児童保護方針に従い、保護者と子ども達の同意なしには子ども達の写真、ビデオ、または他の映像を撮ることを許可しない。

(クラブまたは組織の名称)は写真の使用に関するガイダンスに従う。ガイダンスのコピーはイギリス柔道連盟から入手出来る。

(クラブまたは組織の名称)はこれらの映像がその意図した目的の為にのみ使用されるようあらゆる措置を講じる。

もしこれらの映像が不適切に使用されていることに気づいたなら、早急に(クラブまたは組織の名称)に通知して欲しい。

私(保護者)は(クラブ/組織名)に対し(子ども名)の写真撮影、ビデオ撮影に同意します

署名 日付

私(子ども名)は(クラブ/組織)に対し柔道活動時の自分の写真撮影、ビデオ撮影に同意します

署名 日付

付録 2A 保護者の同意書

緊急事態においては、(クラブ・組織名記入)の代表者が私の代わりに子どもに関して行動することを認め、私が不在でも医療または法務機関が求める同意書に署名することを認める。

また必要であれば私の子どもが薬物検査を受けることに同意する。

(クラブ・組織名記入)のボランティアが運転する車両で子どもを移動させる必要があるかも知れない。クラブが BJA Safe landings/児童保護方針・手続きの中のボランティア採用指針に従っていると理解したうえで、私の子どもがこの移動手段を使うことに同意する。

私の子どもが(クラブ・組織名記入)主催の大会で選択した体重クラスの上限体重を超えている場合は、(クラブ・組織名記入)柔道クラブのコーチが安全で適切と考えるなら、(そして大会組織委員が許可するなら)子どもを次の体重クラスに移動させることを認める。

柔道クラブのコーチが子どもを次の体重クラスに移動させることが安全かつ適切でないとする場合は、大会を棄権させることに同意する。

保護者／後見人の署名：

氏名 日付

氏名 日付

提供した情報は私が知る限り正確である。柔道イベントでビデオ・写真機の使用に関してイギリス柔道連盟の方針に従う。

申請者署名： 日付：

注意

大会組織者には大会でビデオ・写真の撮影許可を拒否する権利がある。

この用紙は一般的な写真撮影には必要ないが、望遠またはズームレンズの使用には記入し提出する必要がある。使用する機器に拘わらず、保護者の明確な許可なしに競技以外の場所で子どもの画像を撮影してはならない。

登録用紙を BJA 本部に送付する必要はない。ただし大会に対して苦情や質問がある場合は BJA が登録用紙の提出を求めるため、大会組織者は提出された用紙を保管しておくこと。

身分証明書の提示は大会組織委員の判断により要求される。報道関係の申請者に対しては報道 ID カードの提示を求めるよう推奨している。

これらの用紙に関しては「子ども」は 18 歳以下の選手を指している。

<切り取り線>

.....

ビデオ/カメラ使用の登録

..... (氏名) は..... (イベントの日付) に..... (イベント名) で撮影を行うことを登録した。上記の者は..... (保護者/コーチ/報道/その他) として登録を行った。

大会組織委員の署名： 日付：

申請者がイベント中に要求された場合提出する用紙

付録 3

イギリス柔道連盟児童保護事件の報告書式 原文 p. 72

子どもの詳細			
名		姓	
出生地		性別	M <input type="checkbox"/> F <input type="checkbox"/>
保護者の名前			
住所			
郵便番号			
電話番号			
民族/人種			
次のリストから児童の民族を最もよく表すカテゴリーを選び、適切な個所にチェックしてください。			
A1 イギリス人	A2 アイルランド人	A3 他の背景を持つ白人	
B1 白人とカリブ系黒人	B2 白人とアフリカ系黒人	B3 白人とアジア系	B4 他の背景を持つ混血(記入してください) _____
C1 インド人	C2 パキスタン人	C3 バングラデッシュ人	C4 他の背景を持つアジア人(記入してください) _____
D1 カリブ系	D2 アフリカ系	D3 他の背景を持つ黒人(記入してください) _____	
E1 中国人	E2 他の背景を持つ(記入してください) _____		
障害者			
1995年の障害者差別条例では、障害者を「持続的な身体的、または知的(精神的)障害をもち、正常な日々の活動を行う能力に長期間の影響が及んでいる人」と定義しています。			
児童の障害の性質を最もよく説明する記述を選び、適切な個所にチェックしてください。			
A 視覚障害	B 聴覚障害	C 身体障害	D 学習障害
E 多重障害	F その他(記入してください) _____		

あなたについての詳細			
名		姓	
地位		クラブ	
**自宅住所			
郵便番号		電話番号	

事件の詳細			
事件の日付と時間			
自分の懸念を報告するのですか？ それとも他の人の懸念を報告するのですか？			
私の心配を報告します。 <input type="checkbox"/>		他の人の心配を報告します <input type="checkbox"/>	
他の人の心配を報告する場合は、その人の名前とクラブでの立場を教えてください。			
名前		電話番号	
日付や時間、発生の場所など、事件の詳細と、あなたが心配なことを教えてください。			
もし児童があなたに言ったことで心配になった場合は、日付や時間、発生場所など、言われたことを詳しく教えてください。			
これまでに取られた対策を、詳しく教えてください。			

連絡した外部機関			
警察	はい <input type="checkbox"/> いいえ <input type="checkbox"/>	「はい」の場合 連絡した警察署	
名前と連絡番号		受け取ったアドバイスの詳細	
社会サービス	はい <input type="checkbox"/> いいえ <input type="checkbox"/>	「はい」の場合 連絡した社会サービス	
名前と連絡番号		受け取ったアドバイスの詳細	
名前と連絡番号		受け取ったアドバイスの詳細	
地方自治体	はい <input type="checkbox"/> いいえ <input type="checkbox"/>	「はい」の場合 連絡した地方自治体	
名前と連絡番号		受け取ったアドバイスの詳細	
その他 (NSPCC など)	はい <input type="checkbox"/> いいえ <input type="checkbox"/>	「はい」の場合 連絡した団体	
名前と連絡番号		受け取ったアドバイスの詳細	

署名	
名前(印字)	
日付	

付録4 保健・安全ガイダンス 原文 p.75

保健および安全ガイダンス

イギリス柔道連盟は、英国の柔道統括団体として認定されている。連盟の主要な活動は柔道を管理、促進、コントロール、規制し、発展させることである。

柔道は指導や練習、等級づけ、試合、セミナー、ミーティング、フォーラムその他を通して行われる。異なった地域の環境すべてに対応出来るただ一つの「健康と安全の方針」を作り出すのは不可能である。それ故、多くの人々の助力が必要となる。BJAは管理組織として、柔道というスポーツを行うにあたり順守しなければならない最低基準とガイドラインを設けた。

このガイダンスは、ある開催地の競技会のために皆さんが「健康と安全の方針」を作成するときに必要な情報を提供している。

最低基準

- ・最低指導資格レベル - http://www.britishjudo.org.uk/technical_home.php
- ・監督の比率** - クラブでは監督者1名につき20名の生徒、学校では30名までとする。

この文書では、「学校での柔道」は学校のカリキュラムの一環としての柔道、または学校の敷地内における朝食・昼食休み、放課後の柔道クラブのことと定義する。

**上記は柔道の監督の比率だが、クラブ/コーチは守るべき最低限の「一般的な監督比率」があることも忘れてはならない。The NSPCC Child Protection in Sport Unit のウェブサイト最新のガイドラインがある。

<https://thecpsu.org.uk/resource-library/2013/guidelines-on-staffingsupervision-ratios-for-childrenyoungpeoples-activities/>

- ・マット基準 - マットは EN12503-3:2001 に適合したものでなければならない。畳は足元がしっかりとしていながら十分な緩衝性が必要である。クラブや競技会には1立方メートルにつき230kgの密度を推奨する。マットの表面は裂けたりボロボロに破れたりせず、活動中に滑らないよう土台が強くないといけない。
- ・マットスペース基準 - 活動の種類および練習や乱取りの激しさに応じて、十分なスペースが必要である。柔道を行うために安全な広さを確保しなければならないからである。推奨されるマットスペースは生徒一人につき2 m²である。

方針文書：

- BJA 指導倫理規定文書 (BJA Coaching Code of Ethics Document)
www.britishjudo.org.uk/technical/technical_home.php
- BJA 安全な着地 方針と手続き (BJA Safelandings Policies & Procedures)
www.britishjudo.org.uk/policy/childprotection/procedures.php
- すべての児童保護と公正に関する 資料は以下参照 (All Child Protection and Equity)
www.britishjudo.org.uk/Safelandings
- 平等声明 (Equality Statement)
www.britishjudo.org.uk/policy/equity_policy.php
- 競技ハンドブック (Competition Handbook)
www.britishjudo.org.uk/competitions/guiancedocs.php

「健康と安全の方針」を完璧にするには特定の開催地やイベントのリスク評価を行わなければならない。簡単なリスク評価テンプレートは以下を参照のこと。

- www.britishjudo.org.uk/development/ResourcesPage.php

リスク評価が行われると、上記の方針文書と最低基準を使って個別の「健康と安全の方針」を作成することが可能となる。

私達はこの参考文書が役に立つことを願い、柔道という偉大なスポーツに各道場が安全で楽しい場を提供出来るよう将来緊密に協力していきたい。

付録5 クラブ苦情手続き 原文 p.77

クラブ苦情手続き

多くのクラブでは選手、観客、コーチ、職員のための行動規範がすでに定められている。もしまだ行動規範を実行していないなら今すぐ始めよう — 柔道に於いてこれは柔道規範に従うのと同様に簡単なことだ。行動規範は、それを支える懲戒プロセスがあって初めて有効となる。クラブは公正で一貫性を持つことが極めて重要だ。行動規範を選手や保護者達に公表し、クラブ加入の一環として署名を求めるクラブもある。

懲罰に関し以下のオプションが考えられる：

- ・口頭での厳重注意
- ・書面での厳重注意
- ・練習から指定回数除外
- ・クラブの旅行と競技会またはその一方からの排除

懲罰は上記のように厳罰化していくか、または軽い懲罰を組み合わせるとよい。

ひとたび決定がなされると、それを覆すのは難しい。従って追加制裁を加える、または制裁の数や期間を増やすことの方が、より厳しい決定を求めるよりはるかに容易である。

苦情プロセスをもつ

クラブや柔道の理念が明確であり、選手、保護者、コーチ、職員に対して柔道やクラブが何を提供し、何を期待するかが明確であるならば、苦情は減少するだろう。

ほとんどの苦情はクラブ方針や手続きを照会して処理することができる。しかしこの方法で満足がいかない場合は苦情に対処する手続きが必要となる。

以下のオプションが考えられる：

- ・苦情はまず CWO (クラブ福祉オフィサー) に提出出来る。あるいは問題が技術的なものである場合、懸案事項は適任のコーチにも提出出来る。
- ・苦情はクラブの会長または委員会宛てとする事も出来る。苦情を書面で出すよう要請出来る。
- ・不服申し立ての手段があるべきで、クラブ委員会がこれにあたってよい。不服申し立ての結果は最終的なものとなる。
- ・BJA 各地域支部に対して (スコットランドではスコットランド柔道連盟、北アイルランドでは北アイルランド柔道連盟、ウェールズではウェールズ柔道協会に対して)、そして最終的に BJA 苦情・行動委員会に苦情申し立てをする権利があることを忘れないで欲しい。但し、苦情の審理は1回に限られるという基本原則がある。クラブで1回処理された苦情はのちに BJA 苦情委員会に提出できない。深刻な苦情は最初から BJA 苦情・行動委員会に申し立てるべきである。

公平を期するためにスコットランド柔道連盟、北アイルランド柔道連盟及びウェールズ柔道協会は深刻な懲戒事案を BJA 苦情・行動委員会に委ねることができる。

付録6 クラブ福祉オフィサー (CWO) 原文 p.78

クラブ福祉オフィサー(CWO)

イギリス柔道連盟のすべてのクラブにクラブ福祉オフィサー(CWO)を置く必要がある。

クラブの全員がCWOは誰であり、どのように連絡がとれるか知っているようにする。

クラブが離れた場所で大会または行事を主催する場合、CWO以外にそのための担当者を指名することを勧める。

クラブは福祉オフィサーをしっかり支持し、クラブの管理委員会でCWOは正式な役割を持つ。子ども達の福祉、快適さの確保がクラブ全体の責任であり、全員が役割を持つ。

クラブ福祉オフィサーは委員会の進め方に助言を与え、委員会がチェック・調査されるようにする。

この役割があるため、全てのクラブ福祉オフィサーはBJAの児童保護作業部会が任命を確認する前に特別開示DBS(スコットランドでは特別開示PVGチェック)を行う必要がある。

(訳者注：DBS=前歴開示および前歴者就業制限機構)

福祉オフィサーに必要な能力

- ・基本的な管理作業 — 記録の保管
- ・基本的な助言と支援の提供
- ・子どもに焦点を当てた姿勢 — 親しみやすいと思われることが必要
- ・コミュニケーション能力がある

クラブ福祉オフィサーはそのクラブのコーチではなく、またコーチと関係がある者でないことを推奨したい。

必要な知識

- ・児童保護に関する基本的な法律、政府の指導、国家の枠組みの基礎知識
- ・法定機関(児童ソーシャルケア/スコットランドでは児童ソーシャルサービス、警察、NSPCC/スコットランドではChildren 1st)と地方児童保護委員会LSCBの役割と責任に関する基本的知識
- ・不適切な行動と虐待 — 子どもたちに害を与える行為
- ・児童・青少年の福祉を守るためのクラブの役割と責任 — クラブ福祉オフィサーの役割の限界
- ・児童・青少年を守るためのクラブの方針と手続き
- ・実践を支える基本的価値観と原則
- ・平等に関する課題と児童保護を認識している

推奨する知識

- ・子どもを虐待するために、虐待をする人はどのように特定のクラブを狙い準備をするのか、基礎知識をもつ。適切な行動と予防の知識。

CWOが取得する必要がある以下の2つのコースに上記の課題の研修がすべて含まれている。

研修要件 原文 p. 79

- Sports coach UK の児童安全と保護ワークショップ (Safeguarding and Protection of Child = SPC)
- NSPCC 傾聴コース (A Time to Listen = TTL)

BJA はオンラインの児童保護コースは受け付けない。

どのように参加するか。

以下のことを行う：

- 児童安全保護コース (SPC) を受講
- 傾聴コース (TTL) を受講
- CWO の登録申請書提出
- 前歴開示および前歴者就業制限機構 (DBS) のチェック
- データ・アクセス合意を読む

詳細情報は BJA のウェブサイトを参照

<http://www.britishjudo.org.uk/club-welfare-officer>

SPC、TTL、DBS は3年間有効である。

更新は CWO 自身の責任であり、行わないと CWO の身分が無効になる。

職務明細 原文 p.79

- クラブの児童・青少年の安全保護を支援する。

クラブ福祉オフィサーは BJA 児童保護作業部会から助言を受けられる。

BJA と JudoScotland はクラブ福祉オフィサーが役割を果たせるよう適切な研修と支援を提供する。

- クラブが児童保護計画を実施できるようにクラブを支援する。
- 子どもの福祉、不適切な行動、虐待などの懸念がある時、スタッフ/ボランティア、保護者、児童・青少年が懸念を伝える最初の連絡先になる。

クラブ福祉オフィサーは BJA の方針と手続き、特に報告手続きに従う責任がある。適切な記録を維持すること、情報を素早く丁寧に評価し、明確にし、必要に応じて追加の情報を得ることが求められる。心配事に疑いや不確実な点があれば、地域の児童福祉事務所 (スコットランドでは社会福祉事務所)、保健局、NAPCC (スコットランドでは Children1st) などの法的児童保護機関に初めに相談しておく。

- 地域の児童ソーシャルケア (スコットランドでは児童ソーシャルサービス)、警察などの法的な児童保護機関に直ちに照会する。子どもが虐待されたかどうかを決めるのはクラブの役割ではない。児童ソーシャルケアと警察または NSPCC の仕事である。
- イギリス柔道連盟の児童保護リードオフィサー (スコットランドでは JudoScotland の児童保護リードオフィサー) に懸念を報告する。

- ・全国児童保護リードオフィサー（BJA/JS/NIJF/WJA それぞれの）との最初の連絡先になる。
- ・地域の児童ソーシャルケア（スコットランドでは児童ソーシャルサービス）、警察の詳細な連絡先を用意し、地域児童保護委員会の方針・手続きの入手方法を調べる。地域、全国レベルのヘルプ・ラインの詳細な連絡先を調べ、クラブ内で公表する。
- ・クラブのベストプラクティス（最良の方法）、行動規範を促進する。子ども、若者、保護者と協力してクラブメンバー全員の行動を展開させる、例えば「虐待反対の方針」を作るなど。
- ・クラブの児童保護研修プランを推進し、実行されるようにする。
クラブ福祉オフィサーはどのような研修が受けられるか全員が認識していることを確認し、クラブの管理委員会と協力して研修の要求に応じられるようにする。
- ・クラブの管理委員会と共に機密性が維持されるようにする。
- ・差別禁止活動を促進する。児童・青少年の福祉を守る為に、クラブは方針、手続き、計画の中で差別禁止の行動をとることを明確に示す。また「公平の方針」を持つ。

イギリス柔道連盟 ボランティア研修 原文 p. 80

新しいボランティアは、適切な研修を受けることが推奨される。次のプロセスは新しい（そして現在の）ボランティアにとって望ましいプロセスである。

- ・クラブ内での役割により DBS 調査を受ける。
- ・柔道向けの児童安全保護ワークショップ、または一般コーチ用の UK 安全保護ワークショップコース、あるいはスポーツ従事者の為の児童保護コースに出席する。
- ・BJA 児童保護方針と手続 Safe Landings を読む。これはクラブ福祉オフィサーが所持しているか、または BJA ウェブサイトの Safe Landings から入手出来る。
- ・自分の役割に関係するすべての行動規範に注意を払う。

柔道ボランティアとしての皆さんの活動に深く感謝している。

貢献できる時間数に係わらず、ボランティアとしての支援をありがたく思う。

学校の柔道

1. 序

・本章は、スポーツ統括団体（NGB）、スポーツクラブ、学校、地方自治体児童ソーシャルケアの間の情報共有と児童保護報告プロセスについて述べる。

2. 価値と原則

- ・子どもと青少年の福祉は最優先事項である。
- ・子どものためのサービスは「どの子どもも重要である：子どものための変化*」（健康でいる、安全に、楽しんで達成、前向きな貢献、実績と楽しみ）の中で確認された点に沿って行なわれる。本章は特に子どもと青少年が「安全に過ごす」という点に焦点を当てている。

* Every Child Matters; Change for Children

- ・子どもと青少年は安全で支援され楽しい環境の中でスポーツに参加する権利がある。
- ・すべての子どもは、年齢、文化、能力、性別、言語、人種、宗教、性同一性障害・性指向にかかわらず、虐待からの保護を受ける権利がある。
- ・すべての体育授業や学校スポーツ活動は、児童に焦点をあてた取り組みで行われる。
- ・不適切な行動や虐待に関する懸念は全て真剣に受け止め、迅速に一貫性をもって適切に対応する。
- ・全国学校スポーツに関与しているすべての大人は、本章と所属する組織の児童保護手続きに従って懸念に対応し報告する責任がある。

注意：懸念が生じた環境が学校スポーツ戦略と関連がない場面であったり、懸念のあるコーチが各スポーツの国内統括団体に入っていない場合には、スタッフと体育教師は学校と地方自治体の児童保護手続きを理解し従うようにする。

- ・子どもや青少年にスポーツや体育活動を提供する個人や組織は、子どもや青少年の安全と福祉の向上に貢献できる特別な立場にいる。
- ・体育授業や学校スポーツ中の児童に対して責任がある組織、クラブ、個人は必ず十分な能力を持ち、子ども達が安全で実り多い経験ができるように、『子ども保護のための協働*』のガイダンスに沿った適切な訓練と教育を受けていなければならない。

* Working Together to Safeguard Children(2006)

- ・親/保護者、子ども、青少年とパートナーシップを形成することは必須である。
- ・子どもの話をよく聞き、子どもが参加する権利を尊重することが何よりも大切である。
- ・情報共有に関しては、個人の権利を尊重し、現行の法律に則って守秘の原則を守る。

3. 責任 原文 p.82

教育省の「児童の安全と福祉向上のためのガイダンス」(脚5)は以下のように述べている：

「学校理事会は授業時間内と時間外の学校の建物・敷地の使用を管理する。但し、学校理事会以外の者

が建物・敷地の使用を管理するという信託証書がある場合と、管理の移行について合意が成立している場合を除く。」

更に：

「学校理事会が学校職員の監督・管理の下にサービスや活動を直接行う時は、学校の児童保護の取り決めに適用する。学校以外の団体が単独でサービスを行う場合は、(学校の)理事会はその団体が児童の安全と保護に関して適切な方針・手続きを実施していること、そして児童保護について必要に応じて学校と連絡をとる手はずを整えていることを確認する。」

このガイダンスに基づき、次のことが言える：

- ・学校と連携するスポーツクラブ(または他の組織)の福祉担当オフィサーまたは指定された担当者は、学校の児童保護の担当教師および助言の付与・ケースの監視にあたっている地方自治体の担当官の氏名と連絡先を知っていなければならない。
- ・スポーツ活動の実施を委託するためにスポーツクラブと契約を結ぶ又は依頼する学校はそのクラブが最低限の児童保護の質的保証基準(スポーツクラブの基準はクラブマーク、または同等の各スポーツ総括団体の認定)を満たすことを確認する責任がある。基準の対象範囲は募集と採用、児童保護の方針と手続き、苦情と懲戒手続き、管理組織である。

注：スポーツ総括団体によってはクラブ認定システムの最低基準をより高く設定しているところがある。このためクラブマークの基準には達しているが、各スポーツ総括団体のクラブ認定にむけて「努力中」のクラブもある。

学校は次の事を確実にこなす。

- ・学校はスポーツクラブの福祉担当オフィサーと各スポーツ総括団体の児童保護責任者(スポーツによっては郡・地区の児童保護担当者)の名前と連絡先を知っている。
- ・スポーツクラブの福祉担当オフィサーは学校の児童保護担当教師と地方自治体の担当者の氏名と連絡先を知っている、そして体育やスポーツ活動を教えているコーチや個人にその氏名、連絡先を提供できるようにする。

4. 学校でスポーツを指導する者の行動や態度に懸念がある場合 原文 p.83

信頼ある地位にいて、政府ガイダンスに従い仕事をする人に対して申立てがあった場合、地方自治体(LA)は児童ソーシャルケアに対し、対応の方針・手続きを示している。

全ての地方自治体と教育機関は地方児童保護委員会(LSCB)のガイドラインに基づく児童保護方針と手続きを定めている。児童虐待や児童への不適切な行動の懸念・訴えがある場合には、地方自治体の担当官はその届けを受理した担当者から情報の報告を受けなくてはならない。LA担当者は教育的環境で起きた懸念・事案に対し助言を与え監視する責任者である。

報告の手続きはその事案や懸念が生じた環境によって規定されている：

- ・学校/教育機関で生じた懸念や申立ては学校の指定された担当者/教師または地方自治体の担当者に伝える。報告を受けた時点で懸念が地方自治体の児童ソーシャルケア(スコットランドは児童ソーシャルサービス)に委託すべきか否かをできる限り早急に決定する。

- ・スポーツクラブまたは教育以外の場で生じた懸念や事案は、クラブ福祉オフィサーまたは NGB（競技統括団体）の児童保護リードオフィサーに伝える。報告を受けたら、地方自治体の担当官と共にその懸念が地方自治体の児童ソーシャルケアに委託すべきか否かを早急に決定する。
- ・児童の安全や福祉に対する懸念が緊急である場合は、政府のガイダンス「子どもが虐待されていると思ったら何をすべきか」（保健省等 2003）に従って直接警察か地方自治体の児童ソーシャルケアに迅速に委託する。
- ・全ての届け出はできるだけ迅速に地方自治体の担当官に伝えられる。担当官は手続きを管理し、その懸念を NGB の児童安全保護担当官と適切に話し合い意見交換する責任を負う。
- ・事案に対してどんな措置をとるか(児童虐待の恐れがあるとして対応するか、不適切な行動として対応するか)の決定は NGB の児童保護リードオフィサーと地方自治体の担当官の話し合い、会議の後で下される。但し、児童の安全・福祉に緊急の懸念がある時はこの限りではない。
- ・州のスポーツパートナーシップ（County Sports Partnerships）（CSP）が全国学校スポーツ戦略に基づきコーチやスポーツクラブの活動を積極的に促進し、支援、認定している場合は、CSP の児童保護リードオフィサーはすべての懸念・事案について知らされ、それに対してとる措置決定のプロセスに参加する。
- ・警察または地方自治体児童ソーシャルケアが申立ての調査する場合、戦略会議を開いて児童保護調査を計画し、苦情の内容や申立ての対象者に適用する懲戒手続きを明解にする。NGB の児童保護リードオフィサーは（必要な場合は CSP 児童保護リードオフィサーも）全ての戦略会議に参加する。
- ・委託は所定の事案・委託用紙を用いて記録する。全ての関係者は所属する機関の記録手続きを使う。
- ・事案・委託用紙のコピーは地方自治体の担当官に、また届け出が法定機関になされた場合には地方自治体の児童ソーシャルケア、警察に送付される。懸念が NGB 傘下のクラブ、コーチ、ボランティアについてであれば、用紙のコピーを NGB の児童保護リードオフィサーにも送る。不適切な行動、虐待嫌疑の通報管理については、地方自治体の担当官が全体的な責任を負う。
- ・全国学校スポーツ戦略の活動を行う NGB 傘下のクラブ、コーチ、ボランティアが、児童保護に関する通報をされた場合、NGB の児童保護リードオフィサーには、その後に取りられた行動の情報が報告される。
- ・申立てがあった個人を一時的に職務停止にするかどうか決定されると、懲戒手続は正式な児童保護手続きの結論を待つて次に進む。
- ・85 ページのフローチャートは学校スポーツを提供する全ての人（教師、コーチ、職員、ボランティ

ア) の行動に対して懸念が生じたとき、それに対して取られるプロセスを体系的に示している。

・委託があった時に取られる可能性があるプロセス：

*犯罪調査と法的手続き

*児童がサービスと保護のどちらを必要としているか、を決めるために地方自治体児童ソーシャルケアが質問と評価を行う NGB の懲戒手続き

NGB（柔道統括団体）、学校、地方自治体は調査や意思決定プロセスにおいて協力する必要がある。

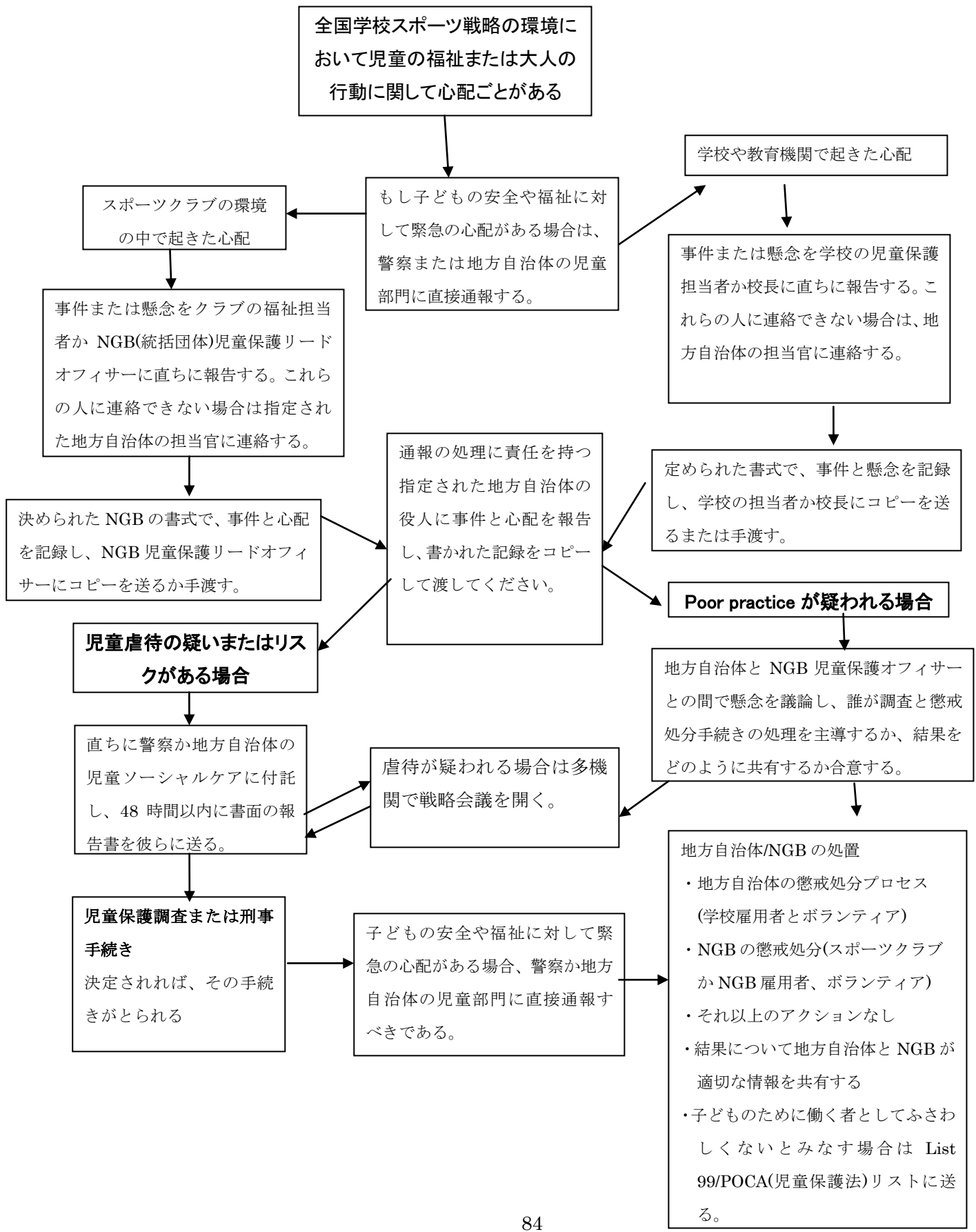
*被申立人が子どもを相手に働く適正があるか疑わしい場合は下記のリストを参照する：

DfES リスト 99（学校の被雇用者）と児童保護法（DBS）リスト（スポーツクラブ・NGB の職員またはボランティアが懲戒手続きの結果そのスポーツでは仕事禁止すべきと示された場合）

*新たな措置を取らない

5. 全国学校スポーツ戦略NSSSの実施に係わる人の行動について心配があるときのフローチャート

原文 p. 85



6. 全国学校スポーツ戦略外の環境での児童福祉についての懸念 原文 p.86

児童の福祉に懸念がある場合、或いは児童が虐待に苦しんでいると訴える場合、また子どもが心配になる情報を入手した場合は、その組織の担当者にできるだけ早く報告することが必須である。

懸念がスポーツクラブで生じた場合：クラブの福祉オフィサーか NGB の児童保護リードオフィサーに児童保護の懸念を報告する。NGB の児童保護手続きに従う。

懸念が学校で生じた場合：学校の福祉担当者か地方自治体の担当官に児童保護の懸念を報告する。学校の児童保護の手続きに従う。

- ・ 児童の安全、福祉に緊急の懸念がある場合、或いはその組織に児童保護オフィサーが不在の場合、児童から話を聞いた人または虐待を発見した人は地方自治体の児童ソーシャルケア（スコットランドは児童ソーシャルサービス）か警察に速やかに連絡をとる。
- ・ 法定機関と児童保護オフィサーが保護者にどう情報を伝えるかを決め、取るべき行動を助言してくれる。
- ・ 通報は所定の通報用紙を用いて記録する。さらに全関係者は各々の組織の手続きに従って記録する。
- ・ 法定機関に委託した場合は、事案/委託記録のコピーを自分の組織の児童保護リードオフィサー、地方自治体児童ソーシャルケア、警察に送る。委託の詳細（日付、時間、誰に委託したか）と得た助言を記録する。
- ・ 必要最小限の人に知らせ、秘密保持を守る。
- ・ この手順に関しては 86 ページのフローチャートを参照。

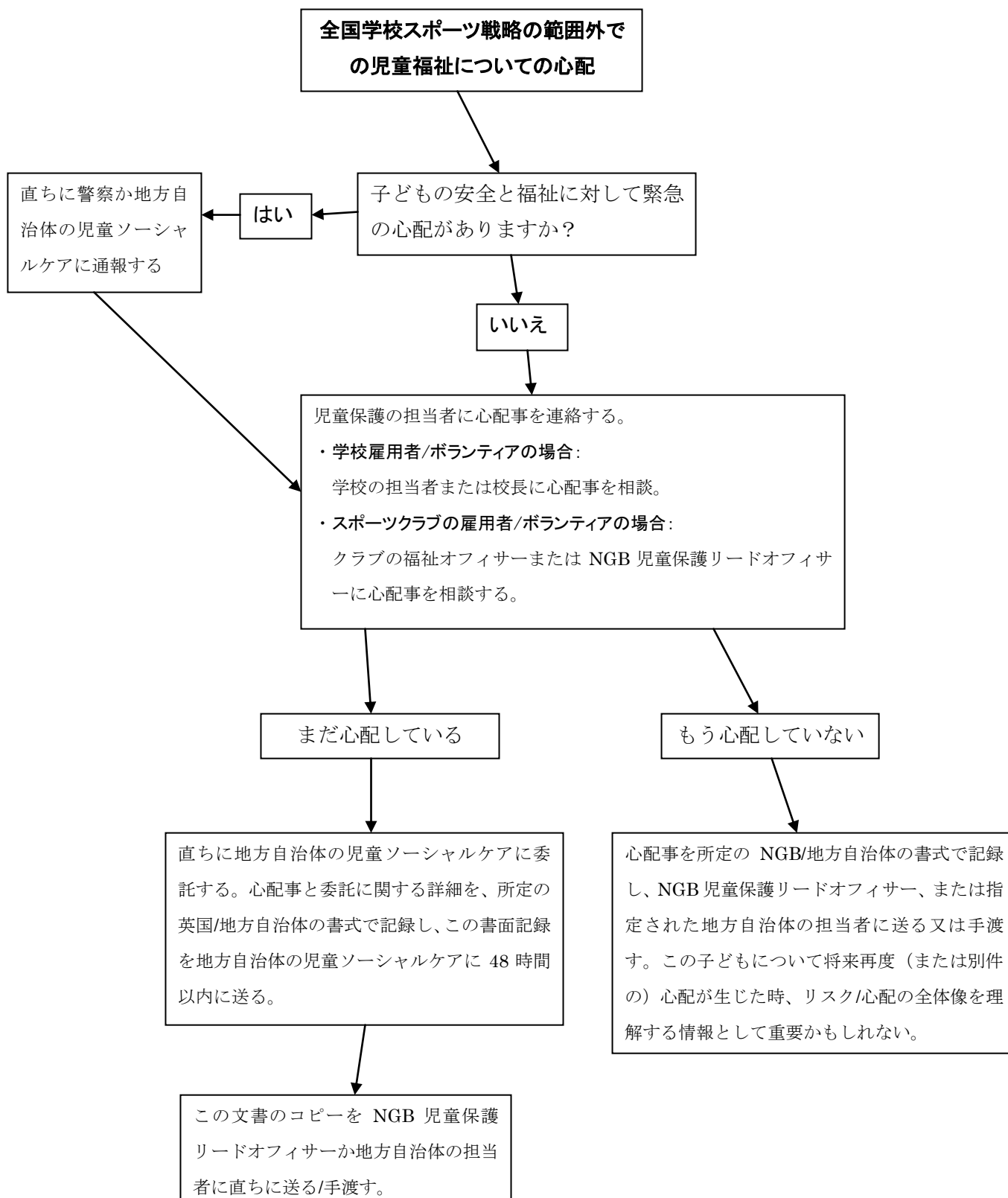
懸念がある子どもの安全を守るために個人で取るべき行動は以下の文章にガイダンスが書かれている。

「子どもの安全保護のための協働 2013」（Working Together to Safeguard Children 2013）「子どもが虐待されていると心配になったら何をすればいいか」（保健省等 2016）

7. フローチャート

全国学校スポーツ戦略NSSSの範囲外で発生した児童福祉についての心配

原文 p. 87



BJA 保護に関する懲戒審問

1. 懲罰委員会の認定

- 1.1 懲戒委員会の開催が必要になると、BJA の CEO または代理が保護責任者と相談し 3 人の懲罰委員を指名する。通常 3 名は理事会、評議会、上級スタッフ、行動苦情委員会、技術責任者から選ばれる。最低 1 名は柔道に優れている人である。CEO は他のスポーツまたは法務に優れている人をひとり選ぶことも可能である。
- 1.2 懲罰委員の選択において CEO（または代理）は当事者たちが互いを知っているか、事案が複雑であるかを考慮し、双方に公正であること、パネルの決定は最終的であることを確認する。

2. 審問前の課題

- 2.1 懲戒手続きに出る者は自費で友人または法定代理人を連れてくることができる。
- 2.2 BJA 事案は通常、安全保護オフィサーが提示するが、事案が複雑な場合は代わりに法定代理人を立てることが可能である。
- 2.3 指名から 1 4 日以内に懲罰委員長は手続きの対象になる人または法的代理人と BJA 保護オフィサー（任命されていれば法定代理人）に連絡し、手続きと日程を説明する。以下のことが含まれる：
 - 2.3.1 審問の日付、時間、場所
 - 2.3.2 提出書面の交換日程：BJA の証拠書類の提示、抗弁陳述の提出、双方の関連文書開示命令が含まれる。
 - 2.3.3 証人・証拠の提示方法と形式：文書、報告書が必ず提出される必要がある。（証拠や証人の提示を委員長が拒否、制約できる）（一般原則として性格証人は呼ばれて証拠を述べる必要はなく、書いた文書が読まれる。双方が証拠に同意すれば、更に本人が自分で証拠を述べる必要はない。）
 - 2.3.4 指示審問は本人が出席する、電話、ビデオ会議、審問委員長が定めた他の方法で行うことができる。

3. 審問

- 3.1 全ての審問は十分な理由がない限り非公式に行われる。
（証人は通常親または友人の出席が許可される。）
- 3.2 審問の手続きは委員長の裁量によって決まる。ただし委員長は双方に全ての関連証拠を提示する機会を与える。
- 3.3 証拠は個人が直接、または電話、ビデオ会議、書面で提出できる。懲罰委員と双方の当事者が証人に質問できる。委員長は両当事者による証人への質問をコントロールする権利がある。
- 3.4 審問に関して 1 8 未満の者は子どもと見なされる。
- 3.5 公正な審問と子どもの福祉を考慮し、委員長はどのように子どもの証言を得るか決める。
子どもの証言は次の方法で得られる：
子ども本人が直接、ビデオで、または電話で証言するか、あるいは ABE（最良の証拠を得るた

めに) 面談のビデオを見たり聞いたりして、または子どもの発言の文書を読むことで証言する。

3.6 上記の決定を行うために委員長は以下のことを考慮する：

- 3.6.1 子どもが証言する意志、希望があるか
- 3.6.2 子どもの親/保護者の考え
- 3.6.3 子どもの年齢
- 3.6.4 子どもの証拠の重要性
- 3.6.5 他の証拠の質と信頼性
- 3.6.6 ABE 面談(“最良の証拠を得るために” 面談)の質と信頼性
- 3.6.7 証拠の挑戦権
- 3.6.8 パネルが重要と考える他の事項

3.7 子どもへの害を最小限にするために委員長は合理的な手段をすべて取る。その中には次のことが含まれる：

- 3.7.1 審問前に検討する基本ルール
- 3.7.2 反対尋問で質問がある時、再現実況見分のためのツール(例えばアナトミカル・ドールやアナトミカル・ダイアグラムなど)を使う
- 3.7.3 質問、質問者の形式と制約を事前に合意する
- 3.7.4 特別措置の必要性、例えばビデオ・リンク、スクリーン、家族・支援者が出席する、適切な休憩など
- 3.7.5 子どもの証言はなるべく多く事前に呈示させる。

3.8 すべての当事者が証拠と最終文書の提出を終え、委員会は提出物が要求水準に達しているか非公式に決める。立証責任はBJAにあり、証明度は蓋然性の均衡である。

3.9 パネルは全会一致または多数決で決定する。パネルメンバーは棄権できない。

4. 制裁とリスク管理 原文 p. 89

- 4.1 懲罰委員会が審問した件が証明されると、委員会は、子どもへのリスクを含む全ての環境に適した公平な制裁とリスク管理措置を課する。
- 4.2 委員会が課した制裁措置は即座に実行される。
- 4.3 委員会による認定と制裁は書面で確認される。
- 4.4 適切な場合、BJAは法的義務としてDBS(前歴開示および前歴者就業制限機構)または他の適切な法的機関に報告する。

5. 不服申立て 原文 p. 90

- 5.1 懲戒審問の決定に不服がある場合は、委員会から通知を受けた日から7日以内に不服申し立てを書面で行う。それ以降は受理されない。
- 5.2 すべての不服申し立ては手数料50ポンドを添える。不服申し立てが認められた際には手数料は還付される。

- 5.3 通知書には申立ての根拠を明記する。根拠は以下に限られる：当初の審問に事実または手続き上の重大な間違いがあった。重大な新しい証拠があり、懲戒審問時にわかっていれば委員会の決定に影響を及ぼしていた。

不服申立ては懲戒委員会の制裁のみに対して行われることも可能である。

これらの基準を満たさない申立てはBJAのCEOに拒否され手続きは終わる。

- 5.4 不服審理委員会はBJA評議会とBJA理事会から選ばれた3人の委員で構成される。3人の委員は、事案当事者同士が互いを知っているか、課題は複雑かを考慮しつつBJA会長が選ぶ。BJA会長は他のスポーツNGBまたは法務に優れている人を3人のひとりに選ぶことも可能である。委員会のひとりを委員長と任命する。BJA会長による委員と委員長の任命は確定的である。
- 5.5 CEOオフィスが全当事者の出席可能性を考慮し、不服申立審理の日付と場所を設定する。日付は不服申立て通知後6週間以内とする。
- 5.6 審理の日付10日以上前に審理委員会メンバーと申立人にすべての文書が提供される。(審理がその期間に開かれる場合は例外で、そのときは文書が可能な限り早く提供される。) 不服申立ての根拠のコピーと補助的な文書も委員会メンバーに提出される。

6. 不服申立て審理

- 6.1 不服申立ては当初の懲戒審理の再審理ではない。委員会メンバーは文書や報告を読み証拠を見直す必要はあるが、証人を呼ぶことは、懲戒委員会が見ることがなかった新しい重要証拠がない限り不要である。全ての事実と手続きは不服申立てにとって重要である。委員長の裁量によって決まり、決定は最終的であり拘束力がある。
- 6.2 申立人は仲間一人または法的代理人を審理に招聘してよい。BJAの安全保護オフィサーが通常すべての不服申立審理に出席する。他の出席者は審理委員長の裁量による。
- 6.3 審問に人を呼ぶ前に委員長は他の審理会メンバーが事案を読み理解し、不服申立ての根拠のコピーを持っていることを確認する。その後、委員長は申立人と友人または法務代理人、BJA安全保護オフィサーを招集する。
- 6.4 委員長は申立人または法務代理人に不服申立ての根拠を示し、不服を裏付ける点を述べるよう求める。委員会は申立人が示した点を明快にするために質問する。
- 6.5 委員会はBJA安全保護オフィサーに対して申立人が提供した情報、また当初の調査と審問からの情報に質問がないか尋ねる。
- 6.6 不服審問委員会に十分な情報があることを委員長が確認すると、委員会は非公式に訴えを支持するか却下するか決定する。また委員会には当初の審問で課された制裁を変更する権限がある。
- 6.7 審問の最後に委員会は以下のことを行う権限がある：
- 申立の却下
 - 当初の決定の変更
 - 制裁の取り消し、または代わりに他の罰を課する
 - 正しいと考える命令や決定を伝える
- 6.8 委員会の決定は審問後7日以内に申立人に伝える。

6.9 不服申立審問の決定は最終的でありまた拘束力がある。他に申立てはできない。

コーチ、ボランティア、メンバーやスタッフの中に、子ども達と働く適性があるのかという心配があるが、しかし懲戒手続きを行うには証拠が不十分という人がいる。BJAはこの事態を認識している。DBS（前歴開示および前歴者就業制限機構）チェックで問題が出た場合、法定機関の報告、他の情報などにそのようなケースが見られる。

付録 9 用語解説 原文 p. 92

用語解説

一部のみ翻訳。()内は本文中で使用した訳語。

Child Protection Officer (児童保護オフィサー)

組織の中で児童保護の方針や手続きの実施をコーディネートする役割を担う。
有給またはボランティア。

Concern (懸念 心配なこと 心配事)

子どもが助けまたは保護を必要としているかもしれないという疑い、確信。
本ガイドラインでは、ある大人または児童が他の児童にたいして実際にまたは潜在的に害を及ぼすとの疑い、確信を含む。

Poor Practice (不適切な行動 不適切な行為)

この文脈では以下のように定義ができるが、これに限定されるわけではない。

- ・ 行動規範に規定されている行動や実践に反する行動、実践。
- ・ そのスポーツで定義されているプロとしての基準や指導力にそぐわない行動。
- ・ 異議を唱えなければ、子どもの安全、発達、福祉が危険に曝される行動。
- ・ 要求される行動・パフォーマンスの基準を満たさない行動の中で、基準からの逸脱が重大ではないもの。

Vulnerable (脆弱 弱い立場にある 弱者)

攻撃、危害にさらされている。(Oxford Dictionary より)

Welfare (福祉)

個人またはグループの健康、幸福、豊かさ。ニーズがある人の基本的な身体的、物質的豊かさを促進するための行動と手続き。

添付 10 児童の保護とケアに関連した法律 原文 p. 96

児童の保護とケアに関連した法律（訳者注：原文を参照のこと）

☆国際法

国連子どもの権利条約 United Nations Convention on the Rights of the Child(1989) UNCRC
欧州人権条約 European Convention on Human Rights(1950)

☆英国・スコットランド法

1974年犯罪者更生法 Rehabilitation of Offenders Act 1974
1998年データ保護法 Data Protection Act 1998
2012年自由保護法 Protection of Freedoms Act 2012
2013年力を合わせ子どもの安全保護 Working together to Safeguard Children 2013

☆スコットランドのみの法律

2003年スコットランド除外と例外命令 Exclusions and Exceptions(Scotland) Order 2003
1997年警察法 Police Act 1997
1991年スコットランド成人年齢法 Age of Legal Capacity (Scotland) Act 1991

添付 11 審判、スタッフ、ボランティアの行動規範 原文 p. 98

審判、スタッフ、ボランティアの行動規範

この行動規範の目的は、審判・スタッフが最適な行動をとれるように基準を示すことである。

1. イギリス柔道連盟 (BJA) の規則・細則を守り柔道規範 (Judo Code) に従う。
2. 実行すること：
 - ・ 自己制御
 - ・ 責任ある態度
 - ・ 他人を思いやる
 - ・ 礼儀正しい
 - ・ 良い行儀作法
3. 完全な公平性を維持し、規則を尊重して守り、柔道規範の精神に従って職務を行う。
4. BJA の児童保護と公平の政策・手続きに従う

審判、スタッフ、ボランティアの倫理規範

この倫理規範の目的は審判・スタッフの基準を作成し、このサービスを利用する一般市民に情報を伝え彼らを守ることである。

倫理規範には誠実さ、責任、能力、秘密厳守などが含まれる。これらを達成するために審判・スタッフは以下の領域の基準に従う。

- ・ 責任
- ・ 能力

責任

柔道の職務を行うことは自分の意志で責任を負うことであり、審判・スタッフは倫理規範の原則に従う責任がある。

人間性

1.1 審判・スタッフはすべての人の権利、尊厳、価値を尊重しなければならない。とくに性別、民族、宗教、性的指向、政治的信念にかかわらず、すべての人を柔道の活動において平等に扱わなければならない。

子ども達は、イギリス柔道連盟 (BJA) のすべての児童保護と公平の方針・手続きの下で包括的な権利があることを理解しなければならない。

誠実 原文 p. 99

1.2 審判・スタッフは同僚の批判を公に行わないようにする。意見の違いは個人間で対応し、また重

要な論争はトーナメント・ディレクター、審判またはBJAに付託する。

- 1.3 審判・スタッフは選手による柔道ルールの違反を促してはならない。そのような行為は積極的に抑制し、さらに選手が柔道の精神を実現するよう奨励する。

権利の乱用

- 1.4 職務を行うときに審判・スタッフはあらゆるレベルの選手と接触する。個人的な恩恵や報酬のために選手に不当な影響を与えてはならない。

自己基準

- 1.5 審判・スタッフは常に高い自己基準を示し、柔道や柔道に関する仕事の良いイメージを伝える。
- 1.6 個人の身なりはその人の個性であるが、審判・スタッフは健康、清潔、効率というイメージを与える必要がある。従って職務を行う時は適切なユニホームを着用する。
- 1.7 審判・スタッフは職務を遂行する直前にアルコールを飲んではならない。選手と関わる時にアルコール臭がしてはならない。

安全

- 1.8 安全な労働環境を確立するためにすべての適正な措置をとる。
- 1.9 審判・スタッフは、自分がコントロールできる限界内で、職務の対象となる選手の安全を確実にする責任がある。

能力

- 2.1 審判・スタッフは訓練や教育を受けた仕事のみを行うか、または経験がある審判・スタッフの監視下で仕事を行う。
- 2.2 審判・スタッフは能力、自己認識力を向上する方法を定期的に求め、実行する。
- 2.3 審判・スタッフは、同僚による自分の仕事の評価を歓迎し、選手、同僚、BJAに対し自分の行動を説明できるようにする。
- 2.4 審判・スタッフは選手や自分のために技術、活力、能力を維持する責任があり、自分の力が衰えたときは助けを求め、一時的にまたは完全に引退するか考える。

審判員はとくにマット上で選手の安全に配慮する注意義務がある。この注意義務を実行できるように審判員は身体的、精神的に健全でなければならない。

コーチの行動規範 原文 p. 100

コーチの責任には、選手の心身の安定を維持することが含まれる。この目的を助けるために、BJAはすべての新コーチに対し、BJAの行動規範と倫理を理解し従うよう求めている。

1. BJAのルールと細則

2. 実行すること

- i 自己制御
- ii 責任ある態度
- iii 他人を思いやる
- iv 礼儀正しい
- v 良い行儀作法

3. 柔道練習の目的は柔道習得の強化・促進であり、その目的に向かって最大の努力をする。
4. 禁止された物質を、試合前・試合中に人為的にパフォーマンスを向上させる目的で、いかなる経路によっても体内に入れることを許可してはならない。
5. 禁止された物質を、試合前・試合中に人為的にパフォーマンスを向上させる目的で、いかなる経路によっても体内に入れるために供給、奨励、誘導してはならない。
6. ドーピング管理に関わる規則、規制、手続きに従う。
7. 英国または外国にいるときに現行の法律と規制に従う。
8. BJA の安全保護方針・手続きおよび性別、年齢、人種、障害、宗教を超えた BJA の平等方針に従う。
9. 英国、イギリス柔道連盟、欧州柔道連盟、国際柔道連盟、選手に害がある行動や排除を行わない。

コーチのための BJA 倫理規範

コーチの基準はコーチが行う仕事・活動に焦点をあてているが、一方でよい指導、教え方の基盤となる価値観や前提がその土台にある。

イギリス柔道連盟が作成した倫理規範に基準が述べられており、このガイドにも全体が含まれている。

倫理規範の目的は、柔道コーチの為に基準を作成・維持し、柔道コーチが提供するサービスを利用する市民に情報を伝え彼らを守ることである。

倫理規範には誠実さ、責任、能力、秘密厳守などの価値が含まれる。この規範に同意する BJA メンバーは選手、同僚、BJA そして社会に対する自分の責任を受容している。このような考え方にに基づき、柔道コーチは以下の領域の基準に同意している。

1. 責任の課題
2. 能力の課題

倫理規範はそれを基盤に仕事をする枠組みである。指示ではなく一連のガイドラインである。BJA の「コーチ・ライセンスとガイドライン」と共に使用する。

1. 責任の課題 原文 p.101

柔道を教えることは自分の意志で責任を負うことであり、コーチは倫理規範の原則に従う責任がある。

人間性

- 1.1 コーチはすべての人の権利、尊厳、価値そして自己決定権を尊重する。とくにコーチは、性別、年齢、民族、宗教、政治信念にかかわらず、全ての人を柔道活動で平等に扱わなければならない。

この文書で「人」は選手を意味する。全ての当事者が含まれ、BJAの安全保護と公平の方針や手続きの中で完全な権利を持つ子ども達も対象になっている。

関係

- 1.2 柔道コーチは選手個人の心身の健康と将来に主要な関心を持ち、成績向上は二次的な関心である。
- 1.3 コーチと選手の関係で独立心の育成が主要な要素である。練習、競技、社会生活で選手は自分の行動や成績に責任を持つことが奨励されなければならない。
- 1.4 コーチは自分と選手の間で指導関係と友情の境界を設定しモニターする責任がある。コーチと選手が異性であり、更に選手が若い場合に特に重要になる。特定の状況や親しい行動などが、選手や嫉妬・疑いがある外部の人に誤解され、性的な非行や不適切な行為だと申し立てるかもしれない。
- 1.5 柔道コーチと選手の関係は相互の信頼、尊敬に大きく依存している。選手はコーチの資格と経験をよく知り、練習や成績に関して出された提案に同意または辞退できる機会を持つ。

行なうこと

- 1.6 柔道コーチは選手や雇用者に練習数、指導料、支払い方法をあらかじめ説明する。また指導に何を期待するか選手や雇用者に聞いてみる。
- 1.7 柔道コーチは選手や雇用者に現在自分が行っている他の柔道指導を知らせる必要がある。今後指導する選手が他のコーチや指導者から指導を受けている場合、その指導者に接触して状況を話し合う。
- 1.8 コーチは選手に対する自分の義務と統括組織や雇用組織に対する義務との間に相違がある場合、すべての当事者にその相違の根拠と関連する責任や忠誠心を明解に説明する。

協力

- 1.9 柔道のコーチは他の専門家と、選手の利益を最優先にして連絡を取り協力する。
このような協力の例として、学業成績に課題がある若い選手に対する教育アドバイスやカウンセリングを求めることが挙げられる。
- 1.10 柔道のコーチは選手の医学・心理学的な問題の診断、治療、管理に関して、登録された医療専門家や補助者と連絡をとり、協力する。

宣伝 原文 p. 102

- 1.11 資格や仕事の宣伝をコーチが行うときは、正確であり、プロとして抑制されている必要がある。
- 1.12 コーチはある組織との関係を示すときに、その組織とスポンサー提携がある、認定されたなどと誤って誤解されないように説明する。

誠実

- 1.13 柔道コーチは同僚の批判を公に行わないようにする。意見の違いは個人間で対応し、より重要な論争はBJA（または適切な運営組織）に付託する。
- 1.14 柔道コーチは選手による柔道ルールの違反を促してはならない。そのような行為は積極的に抑制し、さらに選手が柔道の精神を実現するよう奨励する。
- 1.15 柔道コーチは、不公正な利益を得る方法を選手に推奨して選手を傷つけてはならない。とくに

- 1.28 実行された仕事、実行の方法がそのスポーツ内で認められたものであること。
- 1.29 行われている活動が選手の年齢、経験、能力に適している必要がある。
- 1.30 選手たちは実行されている活動に対して体系的に準備されており、安全に対する自分の責任を理解している。

2. 能力の課題

- 2.1 柔道のコーチは自分が訓練され教育を受けた柔道の領域で、またBJAが有効だと認めた自分の柔道領域で活動を行い、それらの領域に活動は限定される。訓練に関しては、正式なコーチ育成コースを取る、また指導を可能にする高レベルの能力を経験することから技術や知識が蓄積される。
- 2.2 柔道コーチはどの時点で選手を他の組織に委託するか認識でき、それを受け入れなくてはならない。選手を委託する相手の能力と誠実さを可能な限り確認することがコーチの責任である。
- 2.3 コーチは専門能力と自己認識を発展させるための方法を定期的に求める必要がある。
- 2.4 コーチは同僚による自分の仕事の評価を歓迎し、選手、雇用者、統括組織、同僚に対し自分の行動を説明できるようにする。
- 2.6 コーチは選手や自分のために技術、活力、能力を維持する責任があり、自分の力が衰えたときは助けを求めるか、一時的にまたは完全にコーチを引退するか考える。

親・保護者のBJA行動規範 原文 p.104

1. 子どもがルールを学びルールに基づき柔道を行うことを奨励する。
2. 不正な柔道を抑制し、審判・スタッフと議論する。
3. 良い結果だけでなく、良いパフォーマンスを子どもが認識できるように助ける。
4. 子どもが柔道に参加するよう強制してはいけない。
5. フェアプレーを認識し、良いパフォーマンスに拍手することで良い手本を示す。
6. 子どもが負けたり間違いをおかしたりしても罰したり叱ったりしない。
7. 審判員の判断を公に受け入れる。
8. 子どもの参加を支援し、柔道を楽しめるように助ける。
9. 常に正しく適切な話し方をする。
10. 子どもがコーチの指導に集中できるように練習の開始時と終了時には静かにしている。
練習中は子どもが保護者に近づかないようにする。
11. 子どもがクラブのルールやエチケットを守らない場合、その理由をクラブの審判・スタッフと話す。(子どもが参加する前に)
12. 子ども達に柔道から最大限の恩恵をもらってほしい。保護者は助言を与えたいと思うだろうが、保護者とコーチ両者から技術的なアドバイスをもらおうと子どもは混乱すると思う。励ましの言葉が少しあれば十分である。

E-安全方針

序

E セーフティー方針は、クラブや組織によるソーシャル・ネットワーキングやオンラインサービスの使用に助言を示している。全てのスタッフ、ボランティア、コーチ、審判、役員、理事、この組織のために仕事をしている人はこの方針を理解し以下の条件に同意してほしい。

条件：

- ・スポーツクラブ/組織に参加し、テクノロジー*を使う子どもと青少年を保護する。
(*携帯電話、ゲーム・コンソール、携帯ゲーム機、インターネットなど)
- ・スタッフとボランティアに E セーフティーに関する方針と手続きの情報を与える。
- ・クラブ/組織は、情報技術の利用に関する法律と価値観に基づき活動を運用する。

E セーフティーのチェックリスト：

1. デジタル・テクノロジー、例えばソーシャル・ネットワーキング (ツイッター、フェースブック等)、携帯電話、ゲーム・コンソール、インターネットを使用するときに、安全性 (何は受け入れられ、何はできないか等) を理解する。
2. デジタル・テクノロジー企業やソーシャル・ネットワーキング企業 (フェースブック、ツイッター等) に対応するとき、その企業が法律と優れたガイドラインに従っていることを確認する。
3. オンラインの保護課題が統合的に対応されているか確認する。
 - ・オンラインの乱用懸念を報告する
 - ・他の違反を報告する
4. クラブ・組織内でサイトやプロフィールをどう管理するか決定する。
 - ・サイト/プロフィールを調べ管理する
 - ・組織のオンライン・プロフィールの管理者を訓練する
 - ・クラブ/組織の安全保護担当主任が参加する
 - ・双方向性のコンテンツ、例えばクラブのソーシャル・ネットワークやディスカッションは管理する
5. クラブ/組織に登録 (署名) する：
 - ・プロフィール/アカウントの登録や設定に適切な e メール・アドレスを選ぶ
 - ・適切なセキュリティ設定があるか確認する

6. 写真、個人情報、コメント（他者、友人、フォロワーなどへ）に対しアクセスを制限または許可できるプライバシー設定が行われている。
7. コーチ、選手、スタッフ、ボランティアはオンライン上でプライバシー保護が必要であると認識していなければならない。スタッフとボランティアはオンラインで誰に個人情報のアクセスを許可するか慎重に考慮する必要がある、クラブ・組織はその重要性を呼びかける。全てのスタッフとボランティアは個人のプロフィールと仕事上のプロフィールが明確に違う必要がある。
8. サイト/プロフィールに内容を加える場合、安全性に対応する：
 - ・サイトについて
 - － サイト/プロフィールを推進する
 - － 安全で責任ある利用を促進
 - ・子どもや青少年の個人データの詳細を避ける
 - ・内容をアップロードするときは「掲載前に考える」
 - ・偽造・詐欺サイト/プロフィールは報告する
9. 柔道、組織、イベント、競技を推進するときは安全保護に対応する。
10. スポーツ（柔道）のウェブサイト/プロフィールを推進する。
 - ・可能な限り、個人ではなくクラブや組織のサイト、プロフィール、eメールを使う。
 - ・Eセーフティー方針、手続きを毎年見直すときはクラブまたは組織の名称を書く。
（クラブまたは組織の名称を書く）はEセーフティー方針、
 手続きを毎年見直す：

オンラインの児童を守る

子ども、青少年が使うオンラインのプラットフォームが数多くある。その多くが楽しみ、知識、自信を与えてくれる。しかしオンライン・プラットフォームの使用には問題が付随して生じることがある：

- － ネットいじめ
- － 不適切な画像に出会う
- － 精神的虐待
- － 嫌がらせ

影響の可能性は幅広く、大きな精神的影響がある。また自信、自尊心、行動にも変化が起きる。

オンラインの危険から守るための有益なガイドが作成されている。

- －ビデオ通話 ペアレンツ・ガイド
- －Get safe online （オンラインで安全に）
- －Digizen
- －UK安全インターネット・センター

コーチと審判・スタッフ

コーチと審判・スタッフはソーシャル・メディア上で個人のページとは別のプロとしてのページを持ってほしい。子どもや青少年が、個人のページで「友人」にならないようにする。

青少年たちからの個人的メッセージが不適切であるなら、プライバシー設定を高くする。そして早急に「それは違う」「それはダメだよ」と話す。

青少年にはビジネス用の電話からのみテキストを送る。可能なら保護者にコピーを送り、正式なメッセージにする。

打ち解けた言葉は使わないようにし、可能な機会にコーチと若い選手の間には境界線があることを教える。

付録 1 3 連絡先 原文 p. 108

訳者注：原文を参照のこと

翻訳者：春日洋子 芦田博子 四方愛子 白井多恵子 四方愛子 寺林貴美子 登張真稲
本書の翻訳は上記7名による献身的ボランティア精神により完成されたものであり、
7名には深く謝意を表します。

本文中の全ての文責は「全国柔道事故被害者の会」小林恵子にあります。

